

# 総務警察委員会記録

開催日時 平成29年9月25日(月) 13:04～16:38

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

山本 進章 委員長  
山村 幸穂 副委員長  
亀田 忠彦 委員  
松本 宗弘 委員  
川田 裕 委員  
森山 賀文 委員  
大国 正博 委員  
中野 雅史 委員  
荻田 義雄 委員

欠席委員 なし

出席理事者 辻本 総務部長  
中 危機管理監  
村田 地域振興部長  
山本 南部東部振興監  
森田 観光局長  
安田 警察本部長  
星場 警務部長  
大久保 生活安全部長  
藤本 刑事部長  
宮本 交通部長  
今谷 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第61号 奈良県手数料条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

報第21号 公立大学法人奈良県立大学の経営状況の報告について

報第24号 平成28年度公立大学法人奈良県立大学の業務の実績に関する  
評価結果の報告について

報第28号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につ  
いて

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県税条例等の一部を改正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

(2) その他

#### <会議の経過>

○山本委員長 ただいまから、総務警察委員会を開催いたします。

本日、萩田委員がおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了解を願います。

本日、当委員会に対し1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案の説明については、9月8日の議案説明会で行われたため、省略をいたしますが、議案説明会の資料冊子のうち当委員会所管分の資料は、参考配付の平成29年9月定例会提出議案一覧に記載のページ番号をご参照願います。

なお、一覧には予算審査特別委員会に付託する補正予算も記載しておりますので、ご了承ください。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言を願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

なければ、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の皆さんの意見を求めます。各会派から意見があればお願いします。賛成、反対はありませんか。ないようですので、皆賛成と受けとめてよろしいですね。

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。採決は、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをします。

議第61号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第61号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第21号、報第24号及び報第28号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

総務部長から「奈良県行政経営マネジメントプログラムの取り組み結果について」ほか1件、地域振興部長から「私立高等学校等授業料軽減補助について」ほか1件の報告を行いたいとの申し出がありましたので、順にご報告を願います。

○辻本総務部長 それでは、私からは、「奈良県行政経営マネジメントプログラムの取り組み結果」その他1件、合わせて2件について、ご報告します。

まず資料1の1「奈良県行政経営マネジメントプログラムの取組結果」をごらんください。

1ページですが、このプログラムはあらゆる経営資源を活用するとともに、マネジメントの考え方を全面的に展開することで、地域の自立を図り暮らしやすい奈良をつくるということで、平成26年度から平成28年度の3年間にわたり、99の取り組み項目を掲げ

て取り組んできたものです。取り組み結果は、計画どおりに実施したものが92、一部を実施したものが7となっています。

続く2ページ、3ページには、マネジメントの全面的な展開として、5つの分野ごとに取り組んだ成果について記載をしています。

5つの分野の1つ目、エリアマネジメントについては、ごみ処理広域化など7モデルの推進を引き続き行ったところです。

2つ目の人材・組織マネジメントでは、新たなパーソネルマネジメントの構築を進めました。

3つ目の財政マネジメントについては、歳入確保のため、地方消費税の清算基準の見直しについての提案を実施するとともに、交付税措置のない県債の発行額の抑制に努めたところです。

4つ目のファシリティマネジメントでは、県中部地域における出先機関を集約、再配置するとともに、県南部地域における再配置計画を策定しました。

5つ目のアセットマネジメントでは、道路など社会資本の維持管理等、計画的な保全による長寿命化を進めたところです。

最後の4ページですが、5つのマネジメント以外の取り組みについても、あらゆる広報媒体を活用した情報発信、統計情報の活用等、県民意見の反映や業務の改善、内部統制に関する取り組みを行いました。

なお、平成29年度からはこれらの取り組みの成果を踏まえて、ことし3月に策定した奈良県行政経営改革推進プログラムに基づき、引き続き健全で持続可能な行財政基盤の確立を推進していきたいと考えています。

資料1の2は、ただいま説明した「奈良県行政経営マネジメントプログラムの取組結果」について、項目ごとに取り組み内容等を詳しく記載しています。後ほどお目通しをいただければと思います。

続いて、資料2「平成28年度 超過勤務実態サンプル調査の結果」のご報告です。調査内容は記載のとおり、知事部局職員のうち約10分の1の228人を抽出し、当該職員の平成28年度における勤務時間外の在庁時間と超過勤務手当の支給対象時間、その両者の乖離について調査したものです。抽出の方法については記載のとおり、職員には職員番号が付されていますので、末尾がゼロの職員を抽出したものです。

調査結果ですが、職員1人当たり一月当たりの平均の時間外在庁時間は31.7時間、

それに対しまして超過勤務手当の支給対象時間は16.9時間、乖離時間は14.8時間となっています。これを一月の勤務日数の20日で割った1日当たりの時間外在庁時間は1時間36分、超過勤務手当の支給対象時間は51分、乖離は44分になります。

なお、平成26年の11月、12月に総務部で同様の調査を行っており、その調査の際に得られた時間外での休憩時間が大体13分ということで、それを除外すると乖離時間は31分ということになります。

乖離時間の1日当たりの分布については、乖離が30分未満の職員は全体の45%、30分以上1時間未満が24%、1時間以上2時間未満が26%、2時間以上が5%です。

今後の対策のところに書いていますが、約7割の職員が時間外勤務終了後、1時間以内に退庁していますが、1時間を超えて在庁している職員も一定発生していることから、特に退勤管理について、超過勤務縮減対策として今取り組んでいるところです。具体的には先週の9月議会本会議でも荒井知事から答弁がありましたが、これまでの19日19時完全消灯の実施拡大等の取り組みに加えて、月初めに時間外勤務の時間数の目標設定をすること、毎日終礼を実施し、真に必要な職員に対して所属長等による時間外勤務命令を行うこと、命令のない職員は退庁させること、翌日に出退勤システムの退庁時刻を把握した上で時間外勤務の確認を行うことを徹底するとともに、部局ごとの取り組み状況を共有することとしています。これらとあわせ業務改善にも取り組み、働き方改革を推進していきたいと考えています。

私からの報告は以上です。

○村田地域振興部長 それでは、私のほうから2点、引き続きご報告します。

まず初めに、資料3「私立高等学校の授業料軽減補助について」をごらんください。先週の9月議会本会議における日本維新の会の清水議員の代表質問に対する荒井知事からの答弁内容と重複する部分もありますけれども、再度ご説明をさせていただきたいと思えます。

資料3の1ページは、平成28年12月議会において採択された高等学校等の無償化に関する請願書ですが、この採択を踏まえて、県としてもこのことを重要課題と位置づけて庁内で検討会を開催するなど、対応について検討を重ねてきたところです。ことしの6月議会の総務警察委員会でご説明をさせていただいたとおり、その後、私立学校の関係者からの意見聴取を行い、その意見も参考にしながら県としての対応について検討を行ってきました。本日は、検討の途上で作成した資料や庁内での議論などをお示ししながら、

県としての検討結果をご報告申し上げます。

この請願の願意については、要旨の最初のところに記載があるとおり、大阪府と同等の高等学校等の無償化を行い、全ての奈良県の子どもたちが家庭の所得格差にかかわらず教育の機会均等が図られることと理解をしています。そこで、まずは大阪府が実施をしている制度を本県に導入するかどうかについて、検討を進めてきたところです。

次の2ページは、私学の関係者からいただいた主な意見についてまとめたものです。

①のキャップ制の導入については、高校は今や準義務教育であり、支援は一律にすべきでキャップ制には賛成というご意見や、無償化自体は保護者にとって経済的な負担が軽減されるよいことだが、キャップ制の導入は法人にとって減収の影響が大きく反対などの意見があったところです。

また、②の制度設計については、授業料も施設整備費等も名目の違いはあるが、学校へ支払うことでは同じなので、納付金全体を補助対象に広げてほしいという意見や、キャップ制は一部の私学にとっては負担を強いる制度である一方、保護者においては学費の問題は大きいことから、補助上限を引き上げるだけでいいのではないかというご意見、また、学費を支払うことができない家庭への支援は必要だが、高所得者層まで同じ支援をする必要はなく、所得により対象を限定すべきなどの意見があったところです。

③の生徒の動向・受け入れについては、大阪府のような制度を奈良県で導入すれば、奈良県では学力レベルが中堅以下の層で生徒は公立から私立へ流れるのではないかという意見や、無償化だけで生徒が集まるとは思えず、結局、偏差値の高い学校から順に生徒の枠が埋まっていくだけ、などの意見があったところです。

④の財源については、授業料に対する補助を拡充する一方、経常費補助の削減にならないよう、別の財源を確保してほしいというご意見があったところです。

また、⑤その他の意見として、制度は単純にすべきというご意見や、奈良県でも一部の生徒の授業料は無償化となっており、保護者に対し制度の内容をよく理解してもらうよう取り組んでもらいたいというご意見、また、来年度の入学生からの適用は拙速と考えるというご意見や、この議論は地方自治体が単独でできることではなく、公教育のことでもあり、国レベルで取り組むべき課題だというご意見があったところです。

次の3ページでは、9月1日に奈良県中学高等学校連合会から届いた意見書を添付しています。その右側に具体的な意見が挙げられていますが、その中で、キャップ制は私学の多大な犠牲の上に成り立つもので、私学教育の質の低下を招くものであるとの意見や、私

学の自由・自主性を十分尊重願いたいなどの意見を受けています。

4 ページ以降は、制度骨子の検討のための資料です。ことしの6月議会において、大阪府と同等にするために具体的にどうするのか、どうすればできるのか、何が不足でそれに対しどうするのかを検討するよう、ご意見を頂戴したところです。このため制度導入に当たってのポイントとなる事項、具体的には大阪府で導入されている授業料や施設整備費等の経常的納付金について学校が徴収する上限、いわゆるキャップ制と、補助対象とする経費、すなわち補助上限について請願どおり大阪府と同等とした場合に検討すべき事項、対応案などについて検討整理をした、そのもとになる資料です。内容は、後ほどまたご説明します。

次の5 ページですが、ことしの6月議会の総務警察委員会でお示した大阪府と奈良県の制度比較の概略図で、6 ページは、その概略図を文字でお示したものです。

続く7 ページの資料は初出になりますが、近隣府県等の制度で、補助上限について、本県に比べて京都府、大阪府は高くなっていますが、そのほかの県は本県とほぼ同等という状況が見てとれます。

8 ページと9 ページについては、今、ご説明した一連の資料に基づいて8月29日に開催した庁内検討会の議事要旨です。私立学校関係者の意見、制度骨子の検討状況などの説明を行った後、協議を行ったところです。

これらを踏まえて、本県として庁内で検討を重ね、基本的な考え方について確認をしたものが10 ページですので、こちらで本県の考え方についてご説明をします。

まず最初に、授業料等の徴収上限を設定する、いわゆるキャップ制の導入は困難と考えています。その理由ですが、私立学校は国公立の学校と同じく公教育の一翼を担っており、教育に対する県の支援については、私立学校の果たす役割や意見等に留意しつつ、奈良県の教育力や教育水準の向上につなげることが必要と考えています。大阪府で導入されているキャップ制については、適用されるご家庭によって授業料や施設整備費等の経常的納付金の無償化や一部の負担軽減というメリットはあるものの、私立学校間の公平性や、そもそも私立学校の存立基盤の面で大きな難点があるのではないかと、また、建学の精神に基づき、特色ある良質な教育を提供しようとする私立学校等を否定しかねないことから、本県における導入は困難と考えたところです。

なお、本県においては、進学を選択する際、私立学校等しか選択肢がない場合などにおいて、ご家庭の経済事情のため進学を諦めることのないよう、低所得者層の就学支援とい

う形で現行の制度設計をしているところです。

今後は、全ての奈良県の子どもたちが家庭の所得格差にかかわらず教育の機会均等が図られていることという請願の願意を踏まえて、学費として負担している施設整備費をどのように考えるかや、国の高等学校等就学支援金制度の検討状況、財源の捻出先に配慮しつつ、本県として必要な就学支援、すなわち補助対象とする費用、補助上限等については検討を継続して、予算編成過程において一定の結論を出し、平成30年2月定例県議会でお示ししたいと考えています。

1 件目のご報告である本件については、以上です。

続いて2 件目、資料4「上牧町、王寺町、河合町における水道広域化（施設の共同化）」についてのご報告です。

このたび県域水道ファシリティマネジメントの一つとして、上牧町、王寺町、河合町の3 町による水道広域化に向けて水道施設の共同化をすることについて3 町の合意が得られ、具体的な作業を進めることとなりました。

1 ページ目ですが、左半分には施設共同化の具体的な内容を記載しています。県営水道への転換により王寺町、河合町の浄水場を廃止するとともに、上牧町、王寺町の配水池の余剰容量を県営水道の緊急貯留池の代替と位置づけて、緊急時の送水体制の強化を図ることなどが主なものです。それから右半分には、施設共同化のメリットと、県営水道への転換や施設共同化による3 町の効果額をお示ししています。

2 ページは、広域化に向けたスケジュール（案）で、ことしの10月下旬に知事と3 町長で施設共同化に係る覚書を締結する予定です。締結後は平成34年度の施設共同化に向けて、順次施設整備を行っていきたいと考えています。

本事案を含めて、県としては今後とも引き続き県域水道ファシリティマネジメントに積極的に取り組み、将来的な市町村及び住民の負担軽減に努めていきたいと考えています。

私からの説明は以上です。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして質問があればご発言を願います。

○川田委員 あくまでも一般論でしか聞けないと思いますが、警察に1点お聞きしたいことがあります。業者は行政に対して何かを納入したり販売したりするわけですが、それに関して、証明書を提出しなければならない場合に、例えば日付や内容を書きかえるなどの

偽装をした書類を証明書として提出した場合は、刑罰的にはどのような罪に抵触するのか、教えていただければと思います。

○藤本刑事部長 ただいまのご質問ですけれども、行為が犯罪に当たるかどうかは、捜査機関の収集した証拠に基づいて個別的に判断されるべきものでして、個別的、具体的な事案を離れて捜査機関が犯罪の成否についてお答えするのは困難です。

その上であくまでも一般論ということで申しますと、他人の印章や署名を使用して権利や義務、事実証明に関する文書を偽造した場合、または他人が押印または署名した権利、義務や事実証明に関する文書を変造した場合、さらに他人の印章や署名のない他人名義の権利、義務や事実証明に関する文書を偽造や変造した場合については、刑法に規定する私文書偽造罪に抵触する可能性があります。加えて、それを使用すること、行使することについても刑法上に規定があります。以上です。

○川田委員 一般論ですけれども、そういったものを偽装して、それを行使をした場合は刑法に抵触する可能性があるという解釈でよろしいですね。

○藤本刑事部長 そのとおりです。

○川田委員 わかりました。ありがとうございました。

次に高校無償化についてですが、今いただいた説明は全く矛盾してしまっていて、完全に文章の読みかえといたしますか、どこからそういった発想が出てきたのかと、非常に聞くにたえない気持ちで聞かせていただきました。

まず、資料3の1ページにある請願の要旨ですが、奈良県においても大阪府と同等の高等学校等の無償化を行い、全ての奈良県の子どもたちが家庭の所得格差にかかわらず教育の機会均等が図られることを請願すると書いています。大阪府と同等とは請願していますが、大阪府の制度と同じにしなさいとは、誰が言いましたか。やるならばやればいいですけれども、都道府県ごとに違いますので、同じにはできない部分も多分たくさんあるのではないですか。

この請願での主張は、大阪府では今、年収おおむね600万円以下の家庭の子どもは無償とされており、それと同等の教育の無償化を行ってくれと言っているのです。それにもかかわらず、キャップ制についても、奈良県として検討した結果、導入されないのであればいいのですけれども、なぜ話がすりかわっているのですか。前から何回も言っていて、ことしの6月議会の総務警察委員会でも、年収が600万円以下、正確には若干違うかもしれませんが、大体そのくらいであれば授業料が無償になる大阪府と同等の制度の案

を作成して、提出してくださいと言っていたわけです。それから3カ月たって、誰々がこういう意見言っているとか、ああいう意見言っているとか、なぜ今さらそのような話になるのですか。それらの意見が議会で採択された請願を上回るなどあるのでしょうか。地方自治法に基づいた議会の議決によって、請願は可決されているわけです。意見を聞けば、皆たくさん意見はあるのではないですか。それならば保護者の意見も全部聞いて提出してください。全世帯からアンケートをとったらいいではないですか。それならば本当に地方自治の本旨に合致するでしょうが、なぜ一部の者だけの意見がこうやって紹介されないといけないのか、それが意味不明なのですけれども、その点いかがですか。

○川上教育振興課長 請願の一番最初に「大阪府と同等の」と書いてありますので、まずは大阪府の制度がどのようなものか調査させていただき、それに基づいて、まずは大阪の制度そのものを本県に導入できるかを検討させていただいたという経緯です。以上です。

○川田委員 調べていただくのはいいですけれども、3カ月前にお願いした年収600万円以下が無償化になる制度は、いつ出していただけなのですか。奈良県は奈良県の独特のやり方があるのかもしれませんが、それはいつ提出いただけるわけですか。

○川上教育振興課長 先週の9月議会の本会議で荒井知事から答弁させていただいたように、本県として必要な就学支援、どのような制度を設けるかについては、予算編成過程で検討させていただいて、今度の平成30年2月定例県議会で一定の結論をお示ししたいと考えています。以上です。

○川田委員 大阪府と同等の無償化をやろうと議会で議決されたわけで、どのようにやるのか具体的な制度の案を出してくださいと言っているのです。どのようなやり方がいいかは、考え方はいろいろあるかもしれませんが、結論としては、請願が意味する大阪府と同等の、年収600万円以下のご家庭であれば実質は無償化になるという制度の案を出してもらえると理解していいのですね。

○川上教育振興課長 もちろん、最初村田地域振興部長がご説明したように、請願の願意である、奈良県の子どもたちが、家庭の所得格差にかかわらず教育の機会均等が図られることが大事だと考えています。そのためには、本県としてどのような制度がいいかについては引き続き検討させていただき、今度の平成30年2月議会でご説明をしたいと考えています。以上です。

○川田委員 なぜ2月議会なのですか。その前に、12月議会がまだあるのではないですか。前の6月議会のときに、次の9月議会までに制度を示してくださいとお願いして、3

カ月たった今、その9月議会が来ているではないですか。そのときが来たら、都合で10年後や20年後に勝手に変えられるのですか。請願に対して道義的な責任があるわけですから、やはり次の一番近い議会までに対応を示すのは、行政的にも一般的にも言われていることではないですか。請願の願意と言いますけれども、願意は我々議会が出しているわけですから、これはこういう願意だろうと勝手に決めつけてもらっても困ります。ですから、早く大阪府と同等の無償化を実現する制度を、まず次の12月議会で一旦示してください。それでなくても、請願からもう何カ月もたっているではないですか。今回の9月議会が終われば、いわば喉元過ぎればまた忘れるということで、次の議会へ次の議会へと何カ月も先延ばしして、それを繰り返していただく話ではないですか。何回も言っているではないですか、それくらいやってください。

検討を重ねるのはもちろん重要なことですからいいですけれども、それだけの意思決定や分析力といった能力の問題になってくると思いますので、これだけ時間がかかるはずがないと思いますから、もう出してください。何カ月も何回も、今回は実際に出てくるのかと思っていたら、また違う説明しかされなかったということです。毎回毎回、前の回に言っていたことと内容も変わっているわけです。3カ月もたっているから議員はもう忘れているのではないかと思っているのならば、そのようなことはなく覚えていますので、その辺ははっきりしてください。

**○村田地域振興部長** 今の川田委員のご質問は、私どもの検討が余りスピード感がないのではないかというご趣旨かと思えます。ご参考に私どもの理解をお話ししますと、今回にかかわらずこれまで検討の状況をお示ししてきたのは、まさに請願が最も重要な課題であると認識しているからです。さらに、川田委員のご指摘のとおり、去る8月30日の初度委員会においては、まずプランをお示しするようにと川田委員からしっかり言われたところです。プランをお示しすることも宿題だとは捉えていますけれども、一方で、川田委員からご指摘のあった3カ月前の6月議会の総務警察委員会では、同じく川田委員からは、請願では大阪府と同等のと言っているのです、それに水準を合わせたらいいだけの話で、細かいところまで全部一緒にはならないと思うのでということで、先ほど少しご説明した具体的にどうするか、どうやったらできるのか、何が不足だから不足に対してはどうするかとかといった検討事項を書いてくださいとのご指摘をいただいたと、当時の私どもは理解していました。

今回お示ししている資料は、川田委員の3カ月前のご指摘に対する検討結果ですので、

全体的なプランをお示しするにはもう少し時間が要りまして、先ほど担当の川上教育振興課長からご説明したとおり、今後、予算編成過程に入ってきます。先ほどご説明した資料3「私立高等学校の授業料軽減補助について」の10ページにも書いていますけれども、今後の検討課題の中で、どうしても必要な財源の捻出等についても考えていく必要がありますし、また、昨今特に国の動きもいろいろ出てきており、きちんと推移を見守る必要がありますので、いましばらくお時間をいただきまして、平成30年2月の定例県議会でしっかりプランをお示ししたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

**○川田委員** 国の動向というのは、10月に見込まれる今度の衆議院議員総選挙の争点である消費税の一部の用途基準の変更による教育無償化のことでしょうか、それは関係ないでしょうか。何か月も前から検討していることに対して、なぜ今ごろそれを考慮しなければならなくなるわけですか。国からそういった歳出があれば、その分県の負担が減るだけの話で、それはそれでいいではないですか。それを混同して、国の状況を見ながらというのは、地方公共団体が独自でやっている検討には関係ないことです。奈良県は国と分離独立しているわけで、今の説明は地方自治の点からはおかしいと思いますが、いかがですか。

**○村田地域振興部長** 国の動向についてというのは、ことしの6月議会の総務警察委員会でのご報告の中でも申し上げたところです。川田委員がお述べのとおり、地方公共団体は国とは別個であることは申すまでもありませんが、国の教育に関する姿勢は、確かにどんどん無償化に向かってきているのかもしれませんが、特に教育というのは、幼児、就学前から高等教育までいろいろな段階があるわけですし、恐らくそれらについて一貫して国が考え方を持って制度設計をしているのが現状だと思います。それらの全体を当然国も現状を見ながら新たな政策について考えていく、現在はその途中経過にあると思っております。

このような中で、本県としてもその推移を見守っていく必要はあると思っておりますし、国の考え方と全くかけ離れた考え方で本県がやっているのであれば、それは考える余地はあるように思っています。国の考え方を全て一から十までそのまま踏襲すべきだというわけはありませんが、それらも参考にして、きちんと推移を見守りながら考えていく必要がありますし、また、国の動向にかかわらず、いずれ請願の趣旨、願意を踏まえてどういった制度を形成するに当たっても、どうしても財源が必要です。事業サイドだけではいかんともしがたいところがありますので、必要な財源をどう捻出するか、この点の検討の期間もいただきたいということも含めて、予算編成過程での検討と申ししているところで、ご

理解をいただければと思います。

○川田委員 もう既に何カ月もたっていますので、なぜ今からなのかという話をしているわけです。話が少し戻りますけれども、国の状況を見ることについてですが、教育といえどももちろん全般的に国も関係あるわけで、義務教育である小・中学校については国が指導要領等も決めたりしているわけですから、それを全く無視して地方が勝手にやるような話をしているわけではないのです。よその地方公共団体を見ましたら、今の地方制度の中においても、実際に、市単位で幼児教育について無償化をやっているところもありますし、隣の大阪府では高校の無償化もやっているではないですか。今は高校に限っての話をしているわけで、そこを混同して全部ぐしゃぐしゃにしたような今の説明は、おかしいのではないですか。こちらは誰もそのようなことは言っていないですし、聞いてもいないですから。聞いていないことをいろいろひっつけて説明されても、聞いているほうはわからなくなってきます。

だから、もう一回整理しますと、今は高等学校に限っての話をしており、特に財源については、昨年の12月議会で請願が採択されてから、ずっと言ってきたわけですから、これまで検討する時間もあつたはずです。逆に聞きますけれども、スクラップするものも出てこなければいけないのではないですか。行政は、スクラップ・アンド・ビルドでしょう。税収がどんどんふえない限りは、何か新しいことをしようと思えば、何かをスクラップしていかないといけないわけですよ。請願から半年以上の期間がたっているわけですから、1つや2つはスクラップするものが出てきているはずですので、それを解説してください。

○村田地域振興部長 それぞれの事業のスクラップ・アンド・ビルドについては、当然予算編成過程で検討されると考えていますので、現段階でそれをお示しすることはできないと申し上げざるを得ません。その上で先ほど申したとおり、国の動向についても推移を見ながら考えていきますので、ご理解を賜ればと思います。

○川田委員 その回答もおかしいです。今まで何回も、PDCA (Plan→Do→Check→Act) サイクルの説明をしてきたではないですか。「もっと良くなる奈良県」でしたか、本来なら総合計画を立てて、計画に基づいてやっていくところ、その中にはPDCAサイクルについて書かれていますが、行政評価に関して以前聞かせていただいたときには、1月に出るものと、もう少し後に出る「もっと良くなる奈良県」とでPDCAが重なっていくなどといった説明がありました。ですから、今スクラップするものが出ないこと自体がおか

しいのではないですか。1つや2つ、3つくらいのスクラップ項目は、何かあるはずでしょう。今は、意思決定過程の途中を聞いていますので、具体的な事業名まで言えるかどうかはわかりませんが、実際にそういった検討がされていたのか聞いているのです。今までPDCAサイクルと言っていたのは口先だけですか。それまでやっていると言っていたのですから、きっと精査されているはずですが。奈良県は5年や10年の総合計画を立てるのではなく、1年ごとにきめ細かく計画を見直して、スクラップ・アンド・ビルドをやっていくというのが今までの回答だったのではないですか。

それにしても、予算編成過程というのはいよいよ最終決定の時期ではないですか。そこで予算を決めていくのでしょうか。1月には国の財政計画も出てくるわけで、それによってどれだけ歳入が変わってくるのか、歳入面の調整は必要でしょうかけれども、あとはほぼ決定するだけではないですか。今はもう9月です。11月末くらいから予算ヒアリングが始まるのではないですか。それならば、今既に決まっていなくておかしいのではないですか。いかがですか。

**○村田地域振興部長** 予算ヒアリングは11月とのことですが、それに向けて、今まさに検討を行っているところですので、その検討段階でスクラップする事業など全てを具体的にお示しすることはできない状況です。検討が少し遅いのではないかとのご意見は真摯に受けとめなければなりませんけれども、いかなる事業についても当然いろいろな事業評価をしていることは間違いありませんけれども、来年度の姿勢についての最終的な決定は予算案の編成過程においてなされます。隣にいる辻本総務部長ではなく、私がこのように答えるのは越権行為かもしれませんが、予算案の編成によって事業について最終的な決定を得ることは間違いのないと思いますので、それまでお時間を頂戴できればと思います。

**○川田委員** それでは、具体的な内容はいいですから、スクラップが進んでいるかどうかだけでも言ってください。今の言い方ならば、今はそのようなチェックをしている段階ですよね。今度の2月議会で示される平成30年度予算では、蓋を開けたら、平成29年度予算とほとんど何ら変わらないのではないかとか、新規事業が何個かふえただけではないかというようなことはないとの理解でよろしいですね。

**○村田地域振興部長** 私への質問と捉えて、地域振興部内についてご説明しますが、現在も見直し等の作業を引き続き、不断に行っていますので、それは予算編成過程においてきちんと議論させていただき、必ず何らか、1つでも2つでも見直している事業をご説明できるようにしたいと思いますし、必ずそれができるように引き続き作業をさせていた

できます。

○川田委員 それはよろしく申し上げます。また、次の12月議会には、予算編成はまだですけれども、制度設計くらいはできると思いますので、決定ではなくても幾つかのプラン案は示せると思いますので、その提出もお願いしておきます。

そしてもう1点、先日も担当職員にお尋ねしましたが、運営補助金というのでしょうか、毎年私学に対して県から補助金が支出されていますが、国の補助金と県の補助金の割合は、今の現状で、平成29年度でも平成28年度でもいいですけれども、大体何対何くらいになるのですか。

○川上教育振興課長 平成29年度の予算では、私学助成全体で63億円程度をいただいています。その内訳として、9億円くらいが国庫、残りの54億円くらいが県の一般財源で措置をさせていただいています。県と国との割合は、ざっとですが、6対1又は5対1といった感じかと思います。

○川田委員 ほとんどが奈良県の補助金だということですが、この補助金の支出は何らかの法律根拠に従っているのか、計算方法はどのような基準に従っているのかをお聞きしたいのです。

○川上教育振興課長 私学に対する支援は、運営補助ですけれども、優秀な教員の確保や私学の教育環境の充実など、私学教育の質の維持向上を目的としています。まず、各学校の生徒数や教職員の数といった規模による配分をベースにして、プラス県独自の措置として、教育の質の向上や努力がされている学校についてはその分の加算を設ける形で配分しており、県で配分基準を決めています。以上です。

○川田委員 わかりました。細かいことはここでは議論しませんので、この総務警察委員会の後で結構ですので、その関係資料をいただけないですか。10月の決算委員会でその話が出てくるかもしれませんので、よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、高校無償化については、今度の12月議会で各種プランが出てくることをお願いして、これで置いておきます。

次は、奈良大立山まつりについて、先週の9月議会本会議の一般質問において日本維新の会の中川議員からご質問させていただきましたが、その答弁で合点がいかないことがありますので、数点確認をお願いしたいと思います。

まず、山本委員長からもご意見をいただいています。一般質問で指摘したかった点は、別に浪越前副知事がどうのこうのと言っているわけではなく、あまりにも井勘定的な予算

科目の中で行われていたことについてですけれども、中川議員の発言趣旨がわかりにくかったかもしれませんので、もう一回整理して申し上げます。

これは一般質問でお示したパネルをまた持ってきたのですが、一般の方の顔はせんとくんで隠しています。本当はもっとたくさんいらっしゃるのですけれども、この写真では3名で、そのうちこれは行政の方、奈良県でいえば理事者の方です。一般質問では、この方に奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会のお金でこういった衣装を貸与するのはよいのかと端的に聞いたのですが、荒井知事は、行事に出ていただくことをお願いする相手に実費負担を求めるのか、それに対する予算は当然あっていいのではないかと、聞いていることと全然違う趣旨の回答をされました。日本維新の会は、皆さんで行事を盛り上げるための衣装の貸与にお金を使っていただくのは、公共的有益になるものであれば、もちろんそれには賛成です。別にそれに反対しているわけではなく、会計規則の話をしているのです。なぜ行政の理事者にかかる経費が、実行委員会の会計科目の中に入っているのかを問うているわけです。それをきっちりしていかなないと、理事者が借りるのならば、実行委員会ではなく、その理事者の所属団体で衣装代にかかる科目を予算書に設けたら済む話ではないですか。なぜ理事者の所属とは別の団体から支出されなければならないのですか。これは行政会計規則にも違反していると思いますが、いかがですか。

**○中西ならの観光力向上課長** 奈良大立山まつりにおいて、浪越前副知事が借りた衣装についてのご質問ですが、浪越前副知事は、地元からの要請に基づいてあの場に出られたため、地元から貸与された衣装を着て出られたということです。その衣装の地元への貸与については、実行委員会から必要経費として出ていますが、地元が行事へ出ることを要請するに当たり、貸与された衣装を用意したということです。以上です。

**○川田委員** そのような説明をされるのならば、もう少し言い方を変えますけれども、地元から要請をされたら会計科目は関係ないということですか。出場を要請される時点で、衣装代の支出元がわかれば、それならばその支出元へは補助金は出せないという判断が、普通、前段にあってしかるべきではないですか。衣装が必要であれば、自分が所属する団体に会計科目を設けるべき話ではないですか。もともと行政の人がほか何名いるかわかりませんが、ここには1名しか写っていませんが、仮に行政の方100人分の衣装代が入っていても、実行委員会の予算で上がってきたものは、そのまま全部実行委員会で負担することになるのですか。それは分けてください。相手から要望が上がってきたら何でもいいのですか。内容の適正、適正ではないといった差はあると思いますが、今の説明は

おかしいのではないですか。今は会計規則の話をしているわけで、要望が上がってきたからいいというのは、ただの言いわけにしか聞こえません。

そのような話をするのならば、県から実行委員会に出したお金について、先日から開示請求をしていますけれども、実行委員会に100万円を払ったその後の細かい使途、何に使われたかについて、何にも書類が出てこないではないですか。そのようないいかげんな税金の使い方はあるのですか。その後の使途についての書類を全部出してくださいと何回も言っているのに、何も出てこないではないですか。いろいろな経費が入っているのではないですか。何に使われているかわからないから、言っているわけです。10円、20円、1,000円、2,000円の小さな話をしているわけではないのですよ。制度の話をしているわけですから、至急出してください。

**○中西ならの観光力向上課長** 今お話のあった広陵町のだんじりについての支出の一部に、氏子総代にお支払いした100万円の支出がありました。これは氏子総代にまとめてお支払いして、それぞれの大字に配分していただいたお金ですが、確かに、その内訳について十分に把握していない部分がありました。それぞれの大字に対して領収書の保管をお願いしていましたので、確認させていただいたところ、4つの大字のうち1つの大字については、大字として領収書の保存期間を1年と決めていて、もう既に破棄をされていたため、1つの大字については確認できませんでしたが、残りの3つの大字については確認することができました。主な支出の内訳としては、参加者の交通費や衣装代等で約21万円、だんじりのちょうちんや駒などの消耗品で42万円、飲食費で11万円、その他4万円であることを確認しています。以上です。

**○川田委員** 今の内容は、書面で出してください。開示請求しても出てこないではないですか。このような書類は出ないと言っていたではないですか。今ぺらぺら話されましたけれども、全部書面できちんと出してください。大体口頭での説明だけで、書類を出したことにするなど、普通あり得ないでしょう。100万円を渡して、何に使ったのかを尋ねて、口頭で、これはこれに使いました、あれに使いました、これに使いましたと言われて済むはずはないでしょう。払う前に見積など何か出ているのではないですか。何もないのであるか。出しますと言ってくれば済む話です。

**○中西ならの観光力向上課長** これは後から入手したものですので、整理した上でお出しします。

**○川田委員** お金を出す前に、このようなものが必要ということの書類をもらうはずで、

それがなかったらないで問題だと思いますので、それも出してください。まさかどこかの議員にお金が流れているとか関与しているとか、そのようなことはないでしょうね。あまりにも隠されるからおかしいと思っているので、徹底して調べますから。広陵町職員にもたくさん知り合いがいますので、それと突き合わせていきたいと思っています。それは、後ですぐ提出していただいたら結構です。

奈良大立山まつりについてもう1点、これも先週の中川議員の一般質問でお示したパネルですが、大極殿の上空にさまざまな神々が集まっています。本来は大極殿の中に神々がいるということかと思っていたら、そうではなく、その上空に神々が集まってきているとの説明でしたので、それを表してみました。どのような神々が集まっているかわかりませんので、適当にいろいろな神を集めておいたのですが、ここに載せていない神様には大変失礼なことをしたと思っています。これを使って一般質問では、少し言い方が悪かったのかもしれませんが、科学的根拠がないのですかと聞きました。そのようなものはないのはわかっていて聞いているのですが、それに対して荒井知事は、そのようなものはないです、皆さんが思っておられるのが普通ではないかとの答弁をされました。皆さんが思うのは当然自由だし、宗教の自由もあるし、皆さんが思う分にはそれはいいでしょう。

だけれども、行政として、大極殿に神々が集まってくるのだ、そちらに向かってお祈りをするのだという公式の見解を、過去の答弁で出しています。要するに行政が、大極殿の上空に神々が集まっているという見解を示しているわけで、これは完全に政教分離原則に違反することを言っています。本当に神々が集まっているかなど証明はできませんので、言ったところでいろいろ話をしているに過ぎませんが、行政が公の場でそういった見解を示すことは、適切ではないのではないかと意見を申し上げたと思います。言ってしまったものをどうのこうの言っているわけではありませんが、今後、こういった宗教的にとられるもの、まして科学的に証明できないものを行政が見解として示してしまうのは、やはり行政の説明としては問題があるのではないかと、日本維新の会では考えるわけですが、それはいかがですか。

**○中西観光局理事** 今の川田委員からご指摘の奈良大立山まつりをスタートするに当たった話は、多分私の当初の説明に端を発していると思いますので、改めて説明をさせていただきます。

もともと大立山まつりには、無病息災を祈るというコンセプトがあり、正月明けていろいろ幸せを祈りましょうということについて、いろいろな方々のご意見を聞いて調べまし

た。そして、祈るということと、このような祭はどのような関係があるのか、今でもネットで調べましたら「ほうらく」という言葉がたくさん出てきます。この「ほうらく」は、法律の「法」に「楽しむ」という言葉で出てきたり、「豊か」な「楽しむ」という言葉で出てきたりしますが、実際、日本中の秋祭り等で、「ほうらく何々祭」というように「ほうらく」がついている祭もたくさんあります。要するに、おん祭と一緒に、それぞれがいろいろなことを祝うときに、伝統的な行事をして神様仏様にそれを見てもらい、それを見た神様仏様に無病息災や五穀豊穡をいただくのが日本の伝統的な祭であるということで、大立山まつりをスタートするに当たって、それをコンセプトに入れたわけです。

ただ、川田委員がお述べのように、神様仏様はどの辺を飛んでいるのか、上にいるのかもよくわかりませんので、ちょうど大極殿の前にメインステージをつくったこともありまして、大極殿の中ではなく大極殿の前のメインステージの上のほうが、多くの行事を見に集まっていたらというので、そこへお祈りをしていただいたらどうかと考えたのがスタートです。

ただ、大立山まつりの1年目のときには、大極殿に向かって祈ろうというチラシが出ていたのは事実です。これは我々のその辺の意図が業者にうまく通じなかったもので、大極殿に向かって礼をするのはどういうことか、政教分離原則に違反するのではないかというご指摘をたくさんいただきました。それに対して私が、この空中におられる神様仏様に祈る「ほうらく」について話をしたのですが、私の説明不足もありまして、その辺の部分だけが取り上げられたようにも思います。あくまで日本古来の昔からの田舎の祭は「ほうらく」であることを、ぜひともご理解をいただきたいのです。決して政教分離をどうのこうのというのではなく、あくまでも皆さんと一緒に無病息災を祈ろうという祭であるというのが、私から説明です。以上です。

○川田委員　あまりこだわってはいないのですけれども、ただ、はっきりしておいてほしいのが、やはり大極殿の上空に神々が集まるという見解はよくないです。なぜそのようなことを行政が言えるわけですか。神を信じていない方も、信じている方でもキリスト教の方もいれば、いろいろな宗教の方もいるわけですから、行政の見解としては適切ではないでしょう。違法云々のややこしい話はしていませんが、適切ではないと思いますので、今後は要らぬ誤解を受けないようにお願いします。今年度は3年目、ホップ・ステップ・ジャンプのいよいよラストになるかもしれませんので、ホップ・ステップ・ダウンだったら大変なことになりますけれども、地域力を上げて、開催地である奈良市のソーシャル・キ

ャピタルを一層上げていき、地域活動の協力の源になる祭がこの大立山まつりだということで、神々は関係ないと思いますので、その点だけ重々に心からお願いして、この問題は終わります。

あと、警察本部に対して、先ほどの質問と一緒にお願いすればよかったです。香芝署など各地域にある警察署に関して、各署の担当の地域と人員体制について、10月の決算委員会までに調べたいと思っていますので、もし資料がありましたらお示しいただきますよう要望します。

次は、先ほど資料2で報告のあった「平成28年度 超過勤務実態サンプル調査の結果」について。これについては、ほかの委員が別の視点で質問されるかもしれませんが、まずこの調査結果では、部署別でどうなっているのかがわかりません。もう少し細かくいくなれば、それぞれの課ではどのような割合になっているのか、残業の多い課も少ない課もありますので、一概に課だけの比較ではわかりにくいかもしれませんが、今すぐにはないかもしれませんが、また後で資料でもいただけたらと思います。

これは前々から何回も言っていますが、超過勤務の管理は部長の責任です。ことしの6月議会の一般質問でお聞きしたら、私のところにそのような書類は来ていないのでわからないとの答弁でしたが、それはないだろうと、腰が抜けそうに驚いたのを覚えているのですが、こういった人事マネジメントに関して、部長クラスの方の責任はどうなのですか。どのような責任を持ってやっているのか明確にしたいので、ご回答ください。私のところに書類が来ていないから知らない、部下が残業を多くやっているかやっていないかも知らない、勤務命令をしていなくても土日に出勤しているかしていないかもわからないで済むのですか。これでは何のための管理職かと思ったのですけれども。その点についての奈良県のご見解をお示しください。

○乾人事課長 職員の退勤管理について、部のトップである部長の責任はどうなのかという趣旨のご質問かと思えます。8月30日の初度委員会で、同じようなご質問をされて、そのときもお答えしましたがけれども、職員の服務である退勤管理については、課長など所属長の専決事項となっていますので、一義的な責任は所属長にあると思っています。わからないということをもって、直ちに部長が責任を果たしていないことにはならないという見解をお示したところです。以上です。

○川田委員 聞き間違いならば申しわけないのですが、部長には責任はないという回答ですか。

○乾人事課長 全く責任がないかといえれば若干語弊があるかわかりませんが、一義的な責任は所属長にあります。以上です。

○川田委員 法令等から考えた場合に疑義があるのですが、住民にお示ししているのは事務分掌条例ではないですか。本来知事が全部やればいいのですけれども、そのようなことは不可能ですので、補助職員を使ってどのように仕事を分散させるのかを示すものが事務分掌です。それについて、住民に対して、このような形で委任したいと思います、これでよろしいかと伺って、代議制によって住民の代表である議員が出てきて、いいですよということで議会で決定されているのが事務分掌条例ですね。事務分掌条例にない細目は、内部都合で決められていることではないですか。事務分掌条例には部までしか書いておらず、課までは書いていませんね。ということは、法的に考えれば、住民に公布されている条例によれば、部長に全責任があるのです。責任という言い方はおかしいですが、部の仕事を委任されているわけですよ。ですから、所属長の責任だから関係ないというのは、法理の解釈が抜けているのではないですか。その点いかがですか。

○乾人事課長 先ほど申し上げたのは事務決裁規程ですけれども、その中で、専決事項として、職員の超過勤務等については課長専決事項となっているところです。以上です。

○川田委員 細則をその規程で決めているのはわかっているのですよ。今は、法律上の責任の所在の話をしているのです。普通、委任を受けているわけですから、あとはどのように部下に任せるのかは勝手ですが、責任はあくまで委任を受けた所属というか部の長になるのではないですか。私は事務分掌条例に基づく話をしたのですけれども、事務分掌規程ではこう決まっているという全然違う話しかしてもらえず、やりとりがかみ合っていない。端的に辻本総務部長にお聞きしますが、人事マネジメントについての責任は、私はやはり部長には重大なものがあると思っていますが、奈良県の認識をお聞かせ願います。

○辻本総務部長 ことしの4月に総務部長になって、総務部としての事務、それから県庁のその他の事務もいろいろ見てきていますが、自分の見解としては、総務部長の一番の仕事は、職員にどうやって一生懸命働いていただいて、それで県庁をうまく動かしていくのかであり、それが人事マネジメントということだと思います。その中には働き方、どうやって業務をうまく回していくかもあります。今一番大きいのは、時間の管理になります。例えば今は、退勤管理を一生懸命やっていますが、そのような方針を中心となって決めていくこと、また業務改善として例えば細かいことはやめ、大きなことには人をつぎ込むといった方針については、自分なりに責任を持っていると感じて、職員の協力を得ながらや

っているところです。

○川田委員 わかったようなわからないような答弁ですが、難しい問題ですので明確な回答は難しいかもしれませんが、ただ、以前の答弁のような、部下が残業が多いか少ないかも私のところに書類が来ていないから知らないなどという態度は、絶対にないようにお願いします。部の長ですので、細かいところまで全てを網羅して把握するのは難しいかもしれませんが、あるべきことの方針は全て理解しているのが普通だと思いますので、ぜひともその辺はお願いします。

それから、今、辻本総務部長も退勤管理に言及されましたが、これも前々からご提案しているところですが、出退勤の記録のプログラムさえ組んでしまえば、ややこしいことをしなくても、何時何分に誰が職場を出たか、何時何分に誰が命令を出したか、全庁的に全部記録されますし、給料計算等まで全部それでできてしまいます。他の地方公共団体でも、人件費削減に関して非常に有効であると実証されているわけですから、奈良県もいつまでもアナログ的なやり方をやっていくわけではなく、やはり今求められているのは、先週の9月議会の一般質問で中川議員から指摘もあったICT（Information and Communication Technology／情報通信技術）による効率化です。この点も全くかみ合わない答弁しかありませんでしたので、10月の決算委員会で深く聞いていきたいところです。

今まで国でかけた計画の中で行政内改革について、奈良県には提出していませんが、奈良県のICTに関して、1回論文を書いているのです。そのときに、法律に適合する、求められている、要請されている項目について全部調べたところ、奈良県は非常にアナログ的な傾向が強く出ていまして、ほとんどできていなかったという判断結果が出ているわけです。これは抜本的に解決していかなければなりません。例えば、いまだに県税事務所などでも、法務局に一々調べに行って書いているのですが、まだそのようなことをやっているのか、ガラパゴスではないかと驚いたのですけれども、そういった実態も、直してしまえば翌年から全て自動的にやってもらえ、調査するのも早いし、パソコン上でもできるといった、いろいろな行政効率につながっていくのではないですか。それをなぜやっていないのかが不思議です。

細かいことはまた改めて申し上げますが、以前も、一つの残業を調べるのに、1人につき何分かかって全職員分では物すごい莫大な時間がかかると聞きましたが、今の時代、それはないでしょう。そういったことはもうやめましょう。やめるためには、出退勤管理から給料計算までのプログラムの導入が必要です。これは、先ほどの村田地域振興部長の答

弁をかりて申しわけないですが、今度の予算編成過程の中でP D C Aサイクルを動かして、新しいものを導入する分、古いものをスクラップしたらいいだけの話です。現金にも余裕が湧いてくるわけですから、すぐにでも導入できると考えますが、いかがですか。

○乾人事課長 出退勤管理の総務事務システムについてのお尋ねだと思います。確かに川田委員がおっしゃるように、根本的に多くの機能を持たせて連携させた場合、非常に便利になって効率も上がるだろうということは、そのとおりだと思います。ただ一方、抜本的な見直し改修には非常に多くの経費と時間がかかりますので、現行システムの更新のタイミングと合わせる必要があると思っています。次期更新に向けては、その辺も踏まえて検討したいと考えます。

○川田委員 今の回答がわからないのですけれども、プログラムを組むときは、もちろん県の単費だけで現金でやっていく場合もありますし、起債を組む場合もあるかもしれませんが、今はあれだけ基金があるのですから、基金を使ったらいいのではないですか。どうせ起債で将来返していくのも、基金を将来に向けてためていくのも、同じことではないですか。現金がつかれないというのは、財政課の方がいつもおっしゃる常套句ですが、基金がたくさんあるのですから、財政調整基金でも使えるのではないですか。そういったものを充てていくだけの話ではないですか。新システムを導入した次の年から効率化できたら、出退勤管理などにかかる経費も安くなっていくわけですし、投資部分は別だとしても、それも何年かしたら償還、償却できてしまうわけでしょう。早くやればやるほど得ではないですか。民間の企業ならば、そのような考え方をするところですので、その辺も検討をお願いします。10月の決算委員会でもう一度聞きますので、決算の反省を予算に生かしていくのは行政の原則ですので、お願いをしておきます。

次は、いつも取り上げている本庁舎6階食堂に関する行政財産の貸付けについてです。食堂がオープンして、行ってきた人間に聞いたら、カレーライスもおいしく非常に味もいいけれども、券売機の数が少ないので行列になっていて、あれでは職員の休憩時間があつという間になくなってしまわないかなど、いろいろな意見を聞いています。今までいろいろな答弁が積み重なってきていますので、細かいことは聞きませんが、厨房機器の減価償却期間と金額を教えてください。

○中田管財課長 厨房機器について、個々に減価償却期間が異なると思いますので、何年かは手元に資料はありません。金額については、予算額になりますけれども、厨房関連備品の平成29年度予算額は2,900万円です。以上です。

○川田委員 1億円かかったうちの3割くらいが厨房機器であるとの解釈でよろしいですか。

○中田管財課長 はい。おおむねそれくらいと考えています。

○川田委員 厨房機器は行政財産ですよね。

○中田管財課長 地方自治法において、行政財産に分類されていると思います。

○川田委員 行政財産の貸付けの手続はどうなっているのですか。

○中田管財課長 地方自治法第238条の4という規定がありまして、その中に行政財産の貸付けに関する規定があります。今回の経費については、その規定に基づいて、厨房を貸し付けていると認識しています。

○川田委員 前にお聞きしたのは、管財課でお持ちの基準で、床面積の平方メートル単位で算出したから、この金額をもらっているというようなご回答でした。ですが、よくよく後で考えてみたら、厨房機器も行政財産ですから、行政財産貸付けの手続が必要ですが、それを全く何の手続もせず、ただで勝手に使わせているということですか。

○中田管財課長 今回の厨房備品については、一般的に厨房としての機能を発揮するために必要と考えられる設備を整備していますので、その点については、厨房機器も含めて厨房として民間業者に貸し付けているものです。

○川田委員 前から何回も言いますけれども、中田管財課長は答弁がころころ変わり過ぎです。8月30日の初度委員会では、辻本総務部長が福利厚生事業だと答弁されましたが、中田管財課長は福利厚生事業ではないと言いましたね。あれは虚偽の答弁だったのですか。以前お聞きしたら、床面積で決まっているから平方メートル数で単価を出しているとのことでしたが、今は、厨房機器も行政財産とのこと。今年度の財産調書に載っているかどうかは見えてませんが、今の答弁であれば、行政財産としての貸付けの手続は何もされなかったのでしょうか。もう支離滅裂になってしまっていて、これを聞きながら審議するのは、はっきり言って無理です。長い時間何回も取り上げてきましたけれども、きょうで明らかになったのではないですか。完全に福利厚生事業なのでしょう。前から言っていました、福利厚生事業ならばわかります。福利厚生事業ではないのであれば、地方自治法の230何条ですか、公有財産は目的を妨げない限度において貸し付けることができるという条項によって貸し付けられていることになりませんが、この条項自体も当てはまっていないのです。その辺訂正してください。

○中田管財課長 食事提供事業については民間事業者がやっていますが、食堂については

職員の福利厚生や来庁者の利便の向上を目的として、これは整備自体を県で行ったものです。その上で食事提供事業については民間の創意工夫による運営に期待して、公募により事業者を決定して、地方自治法に基づいた貸し付けを行っているという流れになります。

○川田委員 その話はもういいのですけれども、地方自治法の237条に適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと規定されており、使用しない、一般に空きスペースと言われている場所に関しては、その特例として貸してもよいが、私権の設定などをされると困るため、ただの賃貸借契約ではなく、一般に基づくものでやっていかなければならない、きっちりとした契約をしなければならないのです。これは地方自治法のような法律や条例とは違いますけれども、「行政財産の使用または収益させる場合の取扱いの基準について」という、70ページまである財務省の基準にあります。この基準には、どういった場合に貸付けができるのかできないのか、貸付料なども全部設定されていて、考え方も整理されています。今までの中田管財課長の説明はほとんど矛盾していて、大体福利厚生事業ではないと言っていたにもかかわらず、結局福利厚生事業だったではないですか。だから、虚偽の答弁だと言うのです。福利厚生事業ではないから、地方自治法第238条の4を使っていると答弁されましたが、福利厚生事業だということになれば、そこも解釈が変わってくるわけでしょう。

何のためにこのようなことを言っているのかというと、今は、適正にやっていくための審議をしているわけで、中田管財課長は、地方自治法第121条に基づく山本委員長からの出席要請を受けて、審議に必要な説明のために出席しているわけでしょう。だから、この委員会での答弁は法的行為です、まして答弁は議事録という公文書に載るわけですから、公文書に虚偽記載をするのですか。国会でも答弁は慎重に、的確・適正にやっておられるわけで、これが本来ではないですか。その都度その都度、都合で福利厚生事業ではないと言っていたものが今度は根本的に逆の福利厚生事業になるなど、人をばかにしているのですか。やはり虚偽は虚偽できちんと謝ってもらわないと。そこははっきりしてください。

○中田管財課長 先ほど申したように、職員の福利厚生や来庁者の利便向上を目的としたものであるとは思っています。ただ、事業のやり方として、地方自治法の貸付けの制度を活用して、食事の提供自体は借り受けた民間事業者がやっているということです。県のほうで予算をかけて厨房の改修を行い、民間事業者を公募して地方自治法の規定に基づいて貸付けを行うことに、何か法的に問題あるかについては、地方自治法を所管する総務省に複数回照会していますが、本県の考え方で特に差し支えない趣旨の回答を得ています。

○川田委員 いや、国は法の解釈は答えますが、個別にいいか悪いかは答えません。これは、国ご出身の部長もいらっしゃるので、よくご存じだと思いますが、あくまでも地方自治の本旨として憲法第92条で決まっているわけです。地方の最終的な意思決定、意思判断は地方自身がすることですから、こうしろああしろとは国は言いません。ですから、その回答をもって国が言っているという言い方自体が間違っているのではないですか。それに、照会の仕方が、以前に2回くらい提出をお願いした文書と違いますね。

だらだらいくのは嫌ですから、最後にもう一回整理します。福利厚生事業でやるのならば、県が1億円というお金を出資して、職員の福利厚生のために食事を提供する事業を県としてやるなら納得できるところを、なぜ空きスペースなのかと聞いたら、ここはもともと使わないから、地方自治法の237条の規定によって貸すもので、福利厚生事業ではないというのが最初の答弁だったのではないですか。ところが、今は福利厚生事業に変わってしまっているわけでしょう。

今、もちろん空きスペースです、だけれど、福利厚生事業でやっていますなどと、意味不明なことをおっしゃっていましたが、どちらですか。福利厚生事業でやっているのかやっていないのか、どちらかしかないじゃないですか。県の一つの事業としてやっているのですか、それとも県は一切関係ないのですか、どちらですか。普通、空きスペースに県の事業費など出せないでしょう。何回も何回も言っていますが、ややこしいことを言わずに、そこをはっきりと言ってください。

○辻本総務部長 8月30日の初度委員会でも同様の確認があったかと思います。私からは、まず食堂を再開することが大きな行政目的だという意味では、県としては県庁職員の福利厚生事業であることは、確認をさせていただけたと思っています。それを決めた際に、どのようなやり方をすればよいのか、前は職員互助会でやっていましたけれども、民間の方にきちんと入ってもらってやるのがいいのかを考えた結果、今回のような手段をとったということです。目的は福利厚生であることは全く間違いのない、異議のないところで

○川田委員 また10月の決算委員会でお聞きしてもいいのですけれども、辻本総務部長の答弁が一番わかりやすく、福利厚生事業だと明言されました。ただ、やり方として、本来は事業としてやるのならば、私が前から言っているように、普通ならば委託によるだろうところ、空きスペースという名を使って、別の条項を使って貸し出したところに問題があったということです。ただ、違法だから全部潰して今からもとに戻しなさいという、

ばかな話をしているわけではありませんので、そこは勘違いのないようにお願いしたいのですが、今後またいろいろなケースも出てくるのではないですか。前から危惧しているように、例えば、東京に1億円でビルの中を改修してレストランをつくって、それを安い賃料で貸すのは、奈良県のを広めるための事業であるなどということを経験もやられたら、真面目に納税している側からすればはたまったものではないですから。

別にこの本庁舎6階食堂にこだわっているわけではなくて、これが用いた手法についての法律上の根拠の付け方に物すごい疑義を持って、何回も何回もお聞きしたわけですので、福利厚生事業というのはわかりました。ただし、空きスペースに対して、福利厚生事業と言いながら1億円のお金をかけて、空きスペースだから貸したという意味不明な理論が問題になっているので、そこは反省点で結構ですが、今後はこのような手法によるのではなく、明確に事業とするのか、本来の本当に空きスペースとして貸すのか、お金がかかっている場合であれば、本来の適正なお金で賃貸がなされているのかどうか、やはりこの辺は最低でもチェックをしていただかないと、裁量権の範囲内として、貸付料は1,000円や2,000円でいいとされるのでは困ります。先日、橿原市議会のビデオを見ていたら同じような事件がありまして、どこかのホールにずっとたった1%の家賃で貸していたというもので、腰が抜けそうな、驚きそうな話がありましたけれども、県のこの話も同じような種類の話です。今後ぜひともそのようなことのないように、辻本総務部長、その辺の考え方を整理していただきたいのですが、いかがですか。

**○辻本総務部長** 事業のやり方としては、いろいろな手法をとり得ると思います。川田委員の一番のご懸念は、たくさんのお金をかけて、例えば特定の業者にもうけさせるなど、いわゆる便宜供与の少し外れたような取り扱いがあってはならないということで、それは当然のことだと思います。ただ、貸付けの適正な単価は、やはりいろいろ行政目的との比較考量でどの程度にするか、減免をどの程度にするかということもありますし、それから、より大きな点として、業者をどのようにして募集するのかということもありますので、きちんとその辺は疑義がないように、これからもやっていきたいと思います。

**○川田委員** よろしく申し上げます。名古屋市などほかの市もいろいろ見ていましたら、この貸付けというのは、若干誤解も生じているので財務省も基準を出していると思いますけれども、各地方公共団体において、貸し付けるときの指針をきちんと文書にまとめておられます。やはり外形的なものがなければ、先ほどのような聞くたびに答弁が変わってしまうようなことになってしまい、県民にとっては、聞いていても何を言っているのかさっ

ぱりわからなくなってきましたので、外形的な責任を論じるためにも、きちんと文書にした使用基準が必要です。こういった場合はこれはだめ、これはこのような制度、考え方でやりなさいといったことは、財務省の基準を見ればすぐつくれると思いますので、文書化した基準を早急につくっていただきたいのですが、辻本総務部長、それはいかがですか。

○辻本総務部長 行政財産の目的外使用には、今もいろいろ規定があります。その現行の規定と、今、川田委員がご紹介いただいた財務省の基準を参考に、どの分が必要かを勘案して検討していきたいと思います。

○川田委員 決して多額の支出をして安く貸すということはないように、お願いします。

次に、この9月議会に提出された補正予算案に関して、予算委員会に付託されていますが、自分の所属の常任委員会でも質問してもよいということで、これはご通告もしておきました。本会議における配付資料「第329回定例県議会提出 平成29年度一般会計補正予算に関する説明書」3ページの地方交付税の補正理由について、なぜ今この時期に補正するのか教えていただきたいと思います。

○阿部財政課長 ご質問の趣旨は、歳入の部分に地方交付税が計上されているのがなぜかということかと思えます。平成29年度の地方交付税額について、年度途中で総務省から決定の通知がありましたので、そちらを財源に、今回9月の補正予算を構成しているところで、今回の9月補正予算に必要な歳出見合い分を歳入として計上しているところです。

○川田委員 総務省のほうから、この額の補正分を奈良県に交付するとの通知が来たから、歳入で計上しているという解釈でよろしいか。

○阿部財政課長 失礼しました。説明に少し言葉足らずな部分がありました。平成29年度の交付税総額として、奈良県に実際に交付される交付税の正式な金額が決定しまして、当初予算で組んでいた額以上の決定額がありました。その分、財源に幅ができましたので、今回の9月補正予算に係る歳出分の財源について、その幅を利用して歳入として計上させていただいたということです。

○川田委員 わかりました。現実には、地方財政計画よりも、当初よりも交付税額が多かったということですね。

○阿部財政課長 済みません。今、手元に全体の交付税額を持っていませんが、川田委員がお述べのように、当初予算に計上した額より決定額のほうが多かったということです。

○川田委員 わかりました。浅田市町村振興課長にもお聞きしたいのですけれども、ことしの市町村の特徴として、今の県の場合と逆のバージョンで、当初予算で予定していた交

付税額よりも結局少なかったところが大体で、市町村にもよりますけれども、大体減額になって、ほとんどの団体が減額補正を計上した分、住民サービスを切り下げなければならなくなっているのだとか。以前にも、その辺浅田市町村振興課長にお聞きしたら、基準財政収入額について、本来の税収よりもかなり少ない見通しで見積もられたため、当然その分交付税が減って、その分の修正のために減額補正になっているのではないかというご回答をいただきましたが、ことしみたいに、基準財政収入額を国に勝手に少なく見積もられて、入ってくる交付税が減るという事態は、現実から離れていても、もう変わりようがないのでしょうか。市町村にとって交付税は重要な財源ですので、年間4億円、5億円減ると言われたら、実際ダメージが非常に大きいです。ほとんどの市町村議会は終わりましたが、市町村の決算委員会でも深刻な問題としてとらざるを得なかったと思うのですが、その点はいかがですか。

**○浅田市町村振興課長** 川田委員が今お述べのように、交付税は、年度当初に理論数値で基準財政需要額と基準財政収入額を見積もり算定して、7月時点で国のほうで交付税額が決定される仕組みになっています。通常、基準財政需要額と基準財政収入額の差が普通交付税として市町村に交付されますが、その基準財政収入額はあくまでも理論数値ですので、実際の当該年度の収入とは、どうしても乖離が出てきます。国のほうで、交付税等を含めて地方財政計画を策定した上で、総枠になりますけれども地方交付税額も算定していただいています。市町村の状況によって実際の税収は変わってきますし、特に法人関係税は変わってきますので、そういった地方財政計画等が出た時点で、市町村に対しても、次年度の全体の枠組みなどをお知らせした上で、その辺は十分に見積もっていただき、財政運営上支障が出ないようにお話しして、十分に注意をして当初予算を組んでいただいている状況です。以上です。

**○川田委員** 県から国に意見を言う機会もあると思いますので、基準財政収入額と実収入額とが後で合わなくなってしまった場合の交付税額について、4億円、5億円はやはり市町村にとっては結構きついですので、申し立てていただくようお願いします。

あと1点聞きたいことですが、地方債について、前倒し償還ができるものとできないものがあると思いますが、前倒し償還ができるものはどれくらいの割合であるのでしょうか。

**○阿部財政課長** 今、手元に資料がありませんが、例えば30年償還の地方債について10年償還という期間を設定していた場合には、10年償還のタイミングで繰り上げ償還するか、繰り上げ償還しない場合は借りかえが必要になるというタイミング等がありますが、

それぞれの償還期間の途中ではどうか、10年の途中で償還できるかできないかといえば、恐らくできると思うのですが、余り現実的ではないと考えています。どのようなご趣旨でどれだけの数量が必要かなどを、もう少しお聞かせいただければと思います。

○川田委員 単純に言いましたら、基金があればあるのですから前倒し償還をできるものはやればいいではないか、償還していく分の公債費についても、公債費に支出する分を基金に積みかえても一緒ではないか、その分金利だけでも得ではないか、何かそういった操作をできるのかできないのか、債権にも種類がありますので、一概には言えませんが、その辺の検査をやりたかったのです。阿部財政課長には急に聞きましたので、今手元に資料を持っていないのは当然でしょうから、10月の決算委員会までに、地方債にどれくらいの種類があって、繰り上げ償還が可能なものと可能ではないものの概要とといいますか、お金の割合を出していただきますようお願いしておきます。

それから、これも阿部財政課長にお願いしたいのですが、臨時財政対策債について、これまでに理論も教えていただいて、大体25年の償還期間を平均値として措置されていて、その分を実際に償還しているのかどうかという問題はまた別として、歳出ベースでは、臨時財政対策債として措置した分から公債費を引いた分は余ってきていて、その分を基金などに積み立てているという解釈でしたね。平成13年度から始まっていますから、そこまで前の数値が残っているかどうかはわかりませんが、毎年の交付税措置における償還額は、平成13年度の臨時財政対策債の償還費用が平成14年度に交付税で措置されれば平成14年度にというような形で後年に積み上がっていく理論になるでしょうから、毎年の臨時財政対策債による措置額などの一覧表をいただきたいのです。

○阿部財政課長 確認してまた後日、ご相談させていただきます。

○山本委員長 一旦、午後3時5分まで休憩します。

14:51分 休憩

15:06分 再開

○山本委員長 休憩を閉じて再開いたします。川田委員はまだもう少し質問があるようですが、少し間を置いていただいて、違う委員に質問をお願いします。

○荻田委員 川田委員に引き続いて私から、質問通告していませんので、わかる範囲でお答えをいただけたらありがたいと思います。

以前の総務警察委員会でも申し上げた話ですが、まず、最近水害、地震、自然災害が九州北部をはじめ全国各地で起こっている状況を鑑みて申し上げます。

ちょうど奈良県も、南部十津川筋から和歌山県に至る台風被害による未曾有の水害から、復旧・復興に全力を挙げていただいて、ようやく何とか回復の一途をたどりつつある状況にあります。しかしながら、水害の大きな原因は、特に山林の保全が十分ではなかったことです。奈良県の場合は、大滝ダムなど、南部における電源開発を目的とした9カ所のダムがあるために、ダムの湖面に向けて流木が本当に貯木場のような形で水面一面に集まったおかげで、たまたま2次災害は少なかったように思われます。しかし、九州北部などここ最近の台風被害を見てみますと、山林の保全がうまく立ちいかないために、流木が一つの堰となって川の濁流をもっともっと助長するようにとめ置いた結果、多大な洪水となって民家を襲い、今日まで来ているのは事実です。

このことを受けて、特に山本南部東部振興監のほうでは、過去のいろいろな爪跡を見ながらも、自然災害に対するこれからの危機管理についてどのように思われているのか伺います。

それから、平成25年に法改正で避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられましたが、本県における対応はどのようになっているのか、南部・東部を含めた形で災害対応をお聞かせください。

**○山本南部東部振興監** 平成23年の大水害の教訓を踏まえて、今後、南部地域をどうしていくかというご質問かと思えます。

対策にはハード、ソフト両面があると考えていまして、ハード面については、萩田委員がお述べの山林の管理そのものから検討していく必要があると考えています。そのほか、言及されました利水ダムの治水利用についても、県土マネジメント部で鋭意進めているところです。

そのほか、今、平野部で進みましたが、まちづくり協定というのを結んでいます。今までは主に交流拠点の整備を中心に取り組んできましたが、今後、南部・東部でまちづくり協定を結ぶ際には、このような安全・安心の面や行政サービスをどのように集落に届けるかといった面も含めながら、市町村と協議していきたいと思っています。

そのほかのソフト面としては、それぞれ防災サイドで地域のワークショップ等を開いていただいたりして、特に避難経路の確認などについて取り組んでいただいています。いずれにしても、市町村の意向を踏まえてご意見を集約した上で、関係部局と調整していきたいと考えています。以上です。

**○萩田委員** 今、山本南部東部振興監から答弁がありましたが、ともあれ電源開発だけに

あったダムの利用目的について、国土交通省において、緊急事態の発生時にはダムの上位水位を調整することができるようにしていただいたのも、非常に的を射たことだと思っています。

○辻知事公室次長防災統括室長事務取扱 避難行動要支援者名簿については、手元の資料では、ことし8月時点の数字ですけれども、38市町村はつくってしまっていて、あと1市町村が未作成ですので働きかけているところです。防災統括室と福祉の担当課とで、説明会を開くなどして、名簿を全市町村が速やかにつくるように、今後も働きかけていきたいと考えています。以上です。

○荻田委員 これは、法改正を受けて国からの通達もあることですので、速やかに対応をしていただけたらと思います。どこにどの方が住んでおられるのか、特にひとり暮らしについて、また災害は昼夜間を問わずですから、昼であれば仕事に出ている方が多いということもありますので、対応を考えていく必要があります。奈良県下でもそれぞれの市町村において、自主防災・防犯会というものが活発に組織化されて、毎年毎年いろいろな訓練を実施しています。先日も私の町内では初めて防災訓練をしたところですが、毎年毎年そういう思いを享受する意味では、これはいいのではないかと思いますし、防災統括室を通して十分に県から市町村へ、うまくこういった形で運用できるようによろしく願いしておきます。

次に、救急搬送に関して、今、南部は川上、川下を中心とした十津川筋などにドクターヘリが配置をされましたので、非常に有効だと思っています。和歌山県は大体毎日1回飛んでいるような状況でしたけれども、奈良県でも3月から8月末日までで187件というペースですので、県民の命を守る最前線として、いろいろな形で工夫を凝らしてドクターヘリの運航を開始できたことは、県民にとってもよかったのではないかと思います。

片や、搬送時間については、何度も申し上げますように、病院と119番通報の通信司令室、そして現場の救急車との関係が一層スピーディーになるように、通報の入りと搬送の受けを整理し、うまくマッチさせるシステムがまだまだ不十分ではないかと思えます。病院は輪番制でどの日に何科を担当するか順番があることも承知していますけれども、いつ何どきどのような形で病気になるかわからない中で、搬送時間は命にかかわる一刻を争う大変なことです。救急搬送については誰に聞いたらいいのでしょうか。

○小出消防救急課長 救急搬送の状況ですけれども、スムーズな病院への搬送ということで、奈良県ではe-MATCHというICTを活用したシステムを導入しているところで

す。昨年、消防本部が入力しやすいような形で必要な改修をしたこともあり、近年になって、救急搬送の状況は改善している状況にあります。平均搬送時間で見ますと、平成27年は45分でしたが、ことし平成29年の第1・四半期は、3カ月間ですが42.3分ということで、3分程度改善している状況です。

今後も医療との連携は必要になってきますが、消防と医療の関係機関で構成している奈良県救急搬送医療連携協議会というものがあり、近く開催する予定ですので、今後ともスムーズな救急搬送に向けて、救急搬送のルールの見直し等も含めて検討を行っていきたいと思っています。

なお、ドクターヘリに関しては地域医療連携課が所管しています。以上です。

○**荻田委員** わかりました。今後もより一層、医療と消防がどのようにすれば一番早く的確にやっつけていけるのかについて、事あるごとに対応していただけたらと思います。

次に、観光振興と企業誘致の両者を前面に出して、歳入の増大、増加を図っていくのが荒井県政です。その観光に関してですが、今、吉城園、知事公舎周辺の利活用や高畑の裁判所の官舎跡地の再利用など、奈良公園周辺のプロジェクトが荒井知事のほうで進められているところ。また、全国や海外からお越しをいただく観光客にとって、おもてなしの接遇や、宿泊施設が少ないということで、ホテルの誘客数が全国ワースト1であることから、これまで頑張ってきたところ。一つお聞きをしたいのは、ここ奈良市と奈良県は既にまちづくり連携協定を締結していますが、奈良県と奈良市ではそれぞれスタンスは違うと思います。奈良県の観光客誘客や交通渋滞解消に向けての取り組みについて、さらには奈良市役所の向かいにおいて、森トラストにより建築中のホテルや国際コンベンションホール、NHK会館、そしてバスターミナルなども配置をしながらやっていこうという中で、奈良県と奈良市のトップ、または事業担当課同士でのいろいろな取り決めや、歳入増大を図っていくための県、市それぞれの役割分担など、何かこれまで意見交換や意見具申などはあったのかなかったのかをお答えください。

○**森田観光局長** 観光振興に関して、これまで奈良市との役割分担の議論をどういう形でしてきたかというご質問について、県と市とでこれまで協議をした取り組みとしては、観光局の取り組みとあわせてまちづくり推進局の取り組みも含めてですが、やはりまず個々のイベントについてがあります。奈良大立山まつりもそうですけれども、古くはなら燈花会、最近ではなら瑠璃絵という集客のためのイベントに新たに取り組み、実行することに関して、県と市が協力して進めるという形は、各論個別の案件ですけれども協議を実施し

てきたことの一つです。

それから、一般的なプロモーション、誘客の宣伝活動に関しては、それぞれ県は県全体のPR、奈良市は奈良市領域に関してのPRをやっており、首都圏や外国からの誘客の取り組みに関しては、その都度プロモーション活動に当たっての協議を重ねてきたところで

3点目としてこれからどうしていくかに関して、一番の重点は、奈良市には日帰り観光客が多く、昨年平成28年でいきますと160万人の外国人観光客の誘客がありましたが、そのうち宿泊されたのは約30万人ですので、萩田委員がご指摘のとおり、やはり滞在型観光をどれだけ伸ばしていけるかがこれからの大きな課題であるということで、今県では、インバウンド観光客に滞在してもらうための戦略をしっかりと立てようと考えていますので、これからは奈良市と、滞在型観光客を伸ばすための協議をしっかりとしていかなければいけないと考えています。

幸い、萩田委員がご指摘のとおり、奈良市役所前のホテルや高畑・吉城園のホテル誘致が少し呼び水になって、ようやく奈良にも宿泊施設を建てようかという動きになっていますので、ここがやはり勝負どころだと思います。ホテルはできたけれども外国人がふえない、滞在がふえないということになってはいけませんので、ここは奈良市と県とが協力して、しっかりとインバウンド観光客のための戦略を進めていく勝負どころと認識しています。ご質問ありがとうございました。以上です。

**○萩田委員** 奈良県としては、吉城園や知事公舎周辺の再整備でホテルを誘致することが決まっています。高畑の裁判所の官舎跡もそうですが、奈良市民でも余り知らない人が多いように思います。特にこの場所は奈良公園であり、歴史的な遺産のあるところですし、歴史的な風土を維持しつつも、何とかインバウンドに活用していくために、良好な趣のあるホテルを形づくることは、いいことだと私は思っています。

聞くところでは、開発行為や建築確認の段階では、まず奈良市に開発や建築の許認可権があるようですので、そういったことは奈良市の事業担当課は知っているでしょうが、奈良市民全体には余り知られていないように思います。これから歴史的な風土の大切な場所を開発してホテルを誘致するのですから、趣のある再整備をしながら、何と落ちついたところだね、景観もいいねといえるものづくりをしていくためには、やはり行政としてしっかりと広報が必要ではないかと思うのです。この辺について、お答えください。

それからもう一点、先日テレビを見ていますと、中国からはインバウンド観光客などい

ろいろな形で日本にお越しをいただいていたのですが、中国が、国として日本への観光旅行を規制するようになったと聞きました。その辺のところ、わかる範囲で結構ですからお答えください。

**○山中観光プロモーション課長** 特に観光プロモーションについての奈良市との連携ですが、やはり奈良市には世界遺産も含めてかなりの対外的なPR的素材がありますので、県はその強みを生かして、特に海外の方に対してしっかりと誘客していくために、ホームページなどのツールを、これからも相談しながらしっかりつくっていきたいと思っています。

また、あとのご質問の中国の状況ですけれども、中国政府の対応については、観光というより関税の問題ですけれども、これまで中国観光客の日本での爆買いがかなり進んでいたことへの懸念から、昨年平成28年の4月に、個人への関税を強化されたという事実があります。そのため、例えば大阪の心斎橋等でかなりの観光客の方が爆買いされていたのが、昨年度からはほとんどいなくなったという、すごい現象が起きたと聞いています。

その上で、昨今の状況については、未確認情報ですけれども、中国はさらにこれを引き締めるために、口頭で各地方政府のほうに団体観光客を縮小するように指示しているような話も、私どももマスコミを通じて知ったところです。中国には日本の観光庁に相当する中国旅游局というものがありますが、そちらはそのような指示は出していないとのことで、正確な情報は持ち合わせていません。大変申しわけありません。

ただ、昨今の爆買いが終了したこの機に、県としては、やはり奈良の奥深さをしっかり伝えていく意味で、外国人旅行者の方には、特に個人旅行者を中心にしっかりPRしていきたいと思っていますので、そういうところでこれからも観光を盛り上げていきたいという考えです。よろしくお願ひします。

**○中西観光局理事** 私からは、荻田委員からお話をいただいた奈良公園のバスターミナルや、吉城園、高畑の裁判所の跡地などの整備について、奈良公園をよくする観光戦略または奈良公園の整備検討の一つの計画としてさせていただいているわけですが、文化財の開発ですので、現状変更という部分について、まだまだ多くの市民、県民の方からご理解をいただけていない部分、情報がしっかり伝わっていない部分があることは重々承知しています。今回もこの総務警察委員会でもお話があったかわかりませんが、高畑の裁判所跡地については反対をされてる方々がおられて、その地域の地元の方への説明会をしたり、自治会長など自治会の方のところへご説明に上がったところ、何が問題なのかという意見を

いただいたり、そもそもの立ち位置が違うような話があったり、やはり非常に広報が下手だということは認識しています。

県が今後やろうとしていることですが、奈良公園をよくする部分だけではなく、奈良公園は非常に多くのお客さんが来てにぎわっているように見えますが、やはりその分、いろいろな形で小さな犯罪が起きたり、ごみが散乱したり、鹿が非常に食べ過ぎて弱っている状態であったり、いろいろな問題が起きています。それから、公園内の木々も、先日の台風の影響で折れていましたけれども、実はよくよく見たら根の辺が腐っていたようなものも出ていて、今またチェックもしていますが、やはり1000年以上という歴史の中で、自然劣化している部分も多々あります。そのようなところを一生懸命守っていかないと、このまま放っておいて、100年後に奈良公園がこのままあるとも思えない今の状況も含めて、しっかりと皆さん方にわかっていただけるように広報し、世界に冠たる奈良公園と言われるように、しっかり頑張っていきたいと思います。以上です。

**○荻田委員** 広報し、今の環境面の危ない、防犯上悪いなどの問題を解決し、そして、ホテルを誘致する。そのホテルも日本風の静寂な落ちついた趣の、それでいて、市民それぞれの憩いの場にもしていける、そのようなものづくりをぜひお願いしたいと思っています。私は、保存との調和が一番大切ではないかと思います。みだりな開発よりも、保存をしながら、できるだけ残しながら、調和のとれたものづくりをしていく、これは世界遺産の中でやはり一番大切なことだと思います。現状を余り変えないでほしいという要望もあるだろうと思います。そういった中で、奈良しみんだよりや県民だより奈良といった広報の媒体を通じて、環境にいいものだとしっかりと宣伝、周知徹底するのがいいのではないかと、私は思っているわけです。

特にインバウンドでは、韓国、中国よりも、欧米の人たちは宿泊をされることが多いようです。この欧米の人たちをどのように取り入れていくのか、奈良公園、特に南大門の前を歩いていますと、やはり外国人が多いです。そういった中で、外国人観光客のためのタブレット端末による多言語の通訳などもありますし、外国人に対して非常に熱い思いを持ってしっかりやっていただいていますので、県庁の皆さんによって、奈良公園だけではなくて奈良県下一円で、そのような各種媒体を使っていただいて、接遇する心というものでご対応をいただいて、観光振興で歳入の増加につなげられるように一層の努力をさせていただきますよう、要望して終わりたいと思います。以上です。

**○大国委員** 2点お尋ねします。1点目は、先週の9月議会本会議でも質問がありました

けれども、県庁のテレワークについてお尋ねをします。

これまで、公明党として質問等もさせていただいており、平成25年12月の定例県議会では、女性の仕事と子育ての両立支援ということで、産業・雇用振興部長にお尋ねし、平成27年2月の定例県議会では、女性職員が働きやすい環境づくりについて、総務部長に答弁を求めています。いずれにしても、前へ進みそうでなかなか進んでいなかったという状況でしたけれども、ことしの7月18日から、常勤職員を対象に櫃原総合庁舎2階のサテライトオフィスでテレワークを導入するというので、今取り組んでいただいているのですが、先週の9月議会本会議での答弁を聞きますと、延べ19回使用されているということでした。個人的な希望としては、もう少ししっかりと取り組んでいただければありがたいと思っていますけれども、この県庁でのテレワークの試行の目的について、まず確認をさせていただきたいと思います。また、試行を踏まえて、今後どのように展開しようとしているのかをお尋ねします。

**○乾人事課長** 大国委員からいろいろお述べいただいた県庁テレワークについて、ことし7月から試行という形で導入しています。テレワークは方々で言われていますけれども、一般的にICTを活用して、場所にとらわれることなく働くことを可能にして、もって介護、育児など、それぞれ課題を抱えた職員の働き方、多様な働き方をサポートするものとして、実施しているところです。

現在は、試行を始めてから2カ月程度たっていますけれども、来年度に向けて、実際に試行していただいている方々のアンケート調査をして、課題などを把握しているところです。また、それとは別に各所属に対しても、テレワークについての課題や、モバイル端末などについてもどれくらい必要かなどの調査をしていきたいと思っています。そのアンケート調査や各所属への調査をもって、来年度の本格導入に向けて検討をしているところです。以上です。

**○大国委員** 延べ19回とのことですが、何人の方が利用されているのでしょうか。

**○乾人事課長** 延べ数ですので、今、手元に実人員は持っていません。記憶ですが、10数名だったと思います。

**○大国委員** 近畿地方でも広がってはきていますけれども、以前の荒井知事の答弁では、2008年から導入している佐賀県のことも紹介されました。佐賀県では、業務継続性の確保と職員の離職を食いとめるという大きな目的で進められていますけれども、今は全国的にも大変有名になっていますが、最初の3年間は利用者累計でわずか40人ということ

でした。職員が3,300人いるにもかかわらず、なかなか進まなかったということでしたが、その中で一番大事なことは、職員の意識改革のために時間を費やしたということとして、かなり研修等もされたようです。それで、2008年から始めて5年後の2013年には、1,700人が対象になってテレワークを利用されたとのことでした。

今、ご答弁いただいたように、来年度本格運用するというのであれば、この際しっかりと、もう少し皆さんにご利用いただけるような意識改革が、やはり必要ではないかと思うのですけれども、その点どのようにお考えですか。

**○乾人事課長** まず広めるには職員に知ってもらうことが第一かと思ひまして、実績はまだまだこれからのところですが、この9月に入ってテレワークに関する説明会を開催させていただき、21所属から参加をいただきました。そのほかに、庁内の一斉メールというものがあるのですけれども、それで案内をしたり、テレワークの現物も持ち込んで実際にさわってもらう取り組みもやっています。まずさわってもらって、その有益性を職員各自が、また所属長も含めて認識していただくことが一番だと思っているところです。以上です。

**○大国委員** 先般、早朝に大雨がありまして、電車もとまったり、いろいろなことがありましたが、災害はこれから起こるかもわかりません。奈良県庁は県の中でもかなり北部の地域にありますので、通勤が大変だという方もいるかと思ひます。そのような場合には、出勤がおくれるという現実はあるわけですが、その中でもモバイル等を利用して、非常時に業務を継続できる利点等もあります。今、佐賀県の例もお話ししましたが、佐賀県は4カ月かけて180人の管理職を対象にテレワークの一斉実施を行ったという、ここまで徹底してやられたことからしますと、メールだけの連絡は非常に弱いように思ひます。そのようなことをしなくても県庁に来たらいいのではというお考えもあるかと思ひますけれども、やはり時間を有効に使うことです。いろいろな職員がいると思ひますし、今後、介護、出産など、いろいろな形で休まなくてはならない方が出てくるかもわかりませんので、できるだけそういった方の立場に立って、テレワークをいつでも使えるような雰囲気づくりは必要かと思うのですけれども、そういったことも含めてお願いします。

もう一つは、セキュリティーの問題です。やはり外部で仕事をするとありますと、個人情報などさまざまなセキュリティー対策は欠かせないと思ひますけれども、このセキュリティーに対しての取り組みはどのようになっているのでしょうか。

**○野田情報システム課長** 今、セキュリティーに関するご質問をいただいて、サテライト

オフィスやテレワークに限って回答しますと、マイナンバー制度が始まった昨年来から、国から示されたセキュリティーの強靱化をしまして、現在、職員が使っているネットワークは、内部事務用のネットワークと外部のインターネットにつながるネットワークの合計2つに分けています。外部から通信をするモバイルの環境ですと、どうしても今言いました外部のネットワーク環境からの接続になりますので、特別な携帯通信をするためのSIMと呼ばれるものを入れて、ほかの一般の方が使う携帯通信とは実は違う、論理的にですけれども、分けたネットワークでつながるような施策をさせていただいて、庁内の大事なデータを保管している場所に一般の方からアクセスは絶対できない仕組みをとりながら、セキュリティーの強靱さが必要な度合い、守らなければならない度合いに合わせて、モバイル端末も2種類に分けて、端末使用者の出張の際の業務の内容によって、どちらが要るかを選んでいただく形で、セキュリティーは万全を期しているところです。以上です。

**○大国委員** システム的には理解できました。やはり使うのは人ですので、ここをどう皆さんに徹底していくかが重要だと思います。ここを抜かすととんでもないことになってしまいますので、またさらなるセキュリティーの取り組みもお願いします。

荒井知事の答弁でも少しおっしゃったようですけれども、将来はテレワークの拠点が拡大すればいいと思います。当然、東京に出張される方もモバイルを持って、移動中もいろいろ仕事もできるようになりますし、奈良県の南部・東部地域にもそのような拠点ができれば非常にいいと思いますので、将来そこまで発展するように、ぜひともしっかりとご努力、取り組みをお願いします。

次ですが、私がことしの6月の定例県議会で代表質問をさせていただいた、女性視点の防災ブックについてお尋ねします。

荒井知事の答弁の中で、非常に前向きに検討したいとの言葉が2度もありました。全国的にも、この女性視点の防災対策は、従来のさまざまな取り組み等には非常に欠落していたことも含めて、出産期の方、仕事をされている方々さまざまですが、女性視点のご意見等は、男性の視点とはまた違ったきめ細かさがあるようですので、このようなことを提案させていただきましたけれども、今の取り組み状況についてお尋ねします。

**○辻知事公室次長防災統括室長事務取扱** 女性視点を取り入れた防災ブックの作成に当たっては、まずは検討委員会を立ち上げて、その委員の方から構成や内容など基本的な構想について意見をいただき、作成過程に参加していただきながらまとめていきたいと考えています。現在、その検討委員会の立ち上げに向けて、委員の選任を進めているところです。

今後のスケジュールとしては、今年度中にいただいた意見等を整理し、考え方をまとめて、できれば原案をつくりまして、来年度に予算要求をした上で、来年度予算で冊子として印刷、配布をしたいと考えています。以上です。

**○大国委員** やはり先ほど申したように、女性の生活の知恵、発想をさまざまに入れていただいて、きめ細かなハンドブックになればと思っています。これは決して女性だけのものではなくて、他都市のそういった取り組みを見ても、男性が見ても気づかされる場所があります。したがって、そういったことも含めて、女性だけではなく幅広く県民の皆様にご覧いただくことが非常に重要ではないかと思えます。

防災活動に参加しない低関心層への啓発になればと思えますし、大事なことは、1回だけ見てどこかに置かれてしまうようなものではなくて、6月議会の代表質問でも申したように、手にとって見てみようかと思わせ、もっと言えば、理容室や美容室にでも置いてあるような雰囲気のものになればありがたいと思えますので、ぜひとも、今までの防災のパンフレットの体裁からは外れていただいて、女性の委員の方々に自由にご意見をいただいて、ぜひとも来年度、作成をしていただきますようにご準備をお願いします。

きょうはこの程度にします。ありがとうございます。

**○山本委員長** それでは川田委員、先ほどの続きをどうぞ。

**○川田委員** まず、先日の議会運営委員会で総務部長にもお伝えしたのですが、行政文書の開示について、どこの課かは申しませんが、既に法律で公表を義務づけられている文書、閲覧を義務づけられている文書に関してコピーをお願いしたら、情報公開請求をしてほしいといわれたことがありました。既に公表され、法律でも閲覧が義務づけられているものに関して、どうして情報公開条例に基づく請求を行った上でしかコピーがもらえないのか、全く意味がわかりません。この点について、県としてはどのような見解をお持ちかお聞かせください。

**○東総務課長** 川田委員がご指摘の点は、以前川田委員から議会の本会議で資料を提供してほしいという要請をされたけれども、担当課の受けとめ方が違って、改めて川田委員がなぜ提供されないのかとお問い合わせになったら、情報公開請求があるものと思っていたというような事案でしょうか。

詳しい事案はわかりませんが、一般論で申しますと、川田委員がお述べのように、情報公開の請求があったときに、既に公表されているものについては、コピーの実費をいただいたりしますけれども、情報公開請求ではなく情報提供のご案内をしています。まだ公

表もされていないものについては、通常、情報公開請求をしていただいて、手続を踏んで、その中に非開示とすべき事由があるのかないのかななどを精査させていただいて、開示していくという手続をしていると承知しています。以上です。

○川田委員 聞いていることと違う事案の話になっていますので、課の名前も言いますと、森林整備課だったかと思います。行政文書開示の全体に関わることで、この総務警察委員会でお聞きしていますけれども、法律で閲覧が義務づけられているから、その資料を見られるわけですが、そのコピーをお願いしたら、情報公開請求を行ってくださいと県から言われたということで、おかしいではないですか。法律で閲覧が義務づけられているということは、当然個人情報はそのに入っていないわけですから、そのコピーを下さいと言ったら、情報公開請求を求められて、約30分間のすったもんだがあったということで、奈良県の根本は一体どうなっているのかという話です。欲しい資料があって、各課に資料をとりに行ったところ、法律で閲覧が義務づけられているものに関しても、情報公開請求をしなければいけないと言われるなど、一体どうなっているのですか。住民として税金を払っているにもかかわらず、法で決められているものに対してまで、なぜそこまで一々、これは出せません、あれは出せませんと言われなければならないのですか。これは行政の職員の資料なのですか。もともとは住民の資料ではないのですか。東総務課長の言われる意味はわかりますけれども、その辺視点が全然違いますので、今言ったように法律で閲覧が認められている文書にまで、情報公開請求をいただきたいと申しつけられたことについて、奈良県は情報公開請求に対してどのような見解を持っているのかをお聞きしているのです。

○東総務課長 個別にどのようなやりとりがあったのかわかりませんので、一般論でしか申せませんが、川田委員がご指摘のとおり、法律で閲覧ができるということは、閲覧できる体制をとっているわけですから、見に来られたら、情報公開請求をご案内するのではなくて、閲覧制度によって出すべきだったのではないかと思います。以上です。

○川田委員 皆忙しい中、すったもんだするために来ているわけではありませんので、その辺は徹底した法解釈の周知をお願いしておきます。

次は人事について、これも前から言っていますけれども、地方公務員法の改正がありまして、いわゆる非常勤職員は雇用してはいけないという方向に進んでいくわけですが、前にこの点をご指摘してから、もう1年くらいたっているのでしょうか。この間にも、年度ごとに制度的な見直しも準備もやっていかなければいけませんので、そういったもの

は、今後いろいろ計画を立ててやっていくというご回答をいただいていたと記憶しているのですけれども、現時点でどのあたりまで計画が進んで、こういった取り組みがなされているのかについて、10月の決算委員会にも関係することですので、今の形をお答えください。

**○乾人事課長** 臨時非常勤職員について、川田委員がお述べのとおり、地方自治法と地方公務員法が改正になりまして、平成32年度から新制度スタートということで、総務省からの助言もありまして、今現在、他都道府県でも同じようなレベルですけれども、実際どのような臨時非常勤の職員が任用されているか、長期、短期にかかわらず全ての実態把握を進めているところです。その実態を把握した上で、今後、会計年度任用職員や嘱託職員に区分けしていくわけですけれども、それに向けての実態の把握をまずやっているところです。以上です。

**○川田委員** 多分地方公務員法第3条の特別職がテーマになっていると思うのですけれども、今、日日雇用さんなどと呼んでいるのは特別職で、嘱託職員などとして雇っているのですか。前に資料を出してもらったときは、第3条3項3号の関係はそこに入っていたと記憶しているのですが、いかがですか。

**○乾人事課長** 奈良県では大きくは、川田委員がおっしゃった嘱託職員というのは、特別職として地方公務員法の3条3項3号で任用し、日日雇用職員というのは、地方公務員法の17条で一般職として任用しており、今、整理をしているところです。今後は法改正を受けて、先ほど申した会計年度職員や特別職の嘱託職員などに分けていくことになっていきます。以上です。

**○川田委員** 地方公務員法の17条は、任用の試験方法が書いてあった条項ではないですか。17条では雇えると書いているだけで、そもそも一般の正規の常勤職員のことを定めているのですよね。日日雇用職員は常勤職員ではないのではないですか。常勤かそれ以外かの区分けは、地方自治法で手当関係について書いてある204条にあると思いますので、日日雇用職員で地方公務員法17条が出てくるのはおかしいと思うのですが。17条というのは採用の条項ではないですか。17条で日日雇用職員を雇えるとは書いていなかったと記憶しているのですが、いかがですか。

**○乾人事課長** 済みません。今、手元にすぐ条文が出てきませんので、私の記憶で申したところです。一旦確認をさせてもらった上で、後日、ご説明差し上げたいと思います。

**○川田委員** 後日ではこの件について先に進めなくなってしまうので、17条は置い

ておきましょう。言っているのは、日日雇用職員は一般職といっても定員、条例の定数には入っていないですね。ということは、全くの非常勤職員ですよ。17条での雇用というのは今度の地方公務員法の改正で違うと思いますが、今している話と17条とは一切関係ないと思いますので、言われるとおりに17条で雇用しているとしたら、たしか前の回答では、日日雇用職員は800名くらいいるとのこと。これだけたくさんの人数がいて、その800名の方が急にいなくなるとか、この数年間の間にそれを全部変えていく必要があるということになれば、各部署の仕事も回らなくなることになりかねず、それはあり得ないと思っていますので、そのあたりの計画等を立てて、具体的に総務警察委員会でもご報告するということでしたので、聞いてるわけですが、先ほどの回答でしたら、今総務省が実態を調査していて、その調査結果を待っているような感じでしたが、それは意味が違うのではないですか。どこまでそういった準備が進んでるのか、現状をお聞きしているのです。

○乾人事課長 済みません、私の話し方がまずかったかも知りません。総務省の助言もありまして、今、奈良県でも県庁内の臨時非常勤の職員の実態を把握しているところです。

○川田委員 でも、もう2年くらい前にその議論をやっていて、実態把握していないとのこと、この総務警察委員会にも全部資料を出していただきましたよ。非常勤関係から臨時職からもう全部について、勤務年数まで含めた全部の資料をつくって出していただいていますから、それはもう終わっているのではないですか。なぜ今の時点で、2年くらい前と同じなのですか。

○乾人事課長 その以前に出した資料は存じ上げないのですが、今は、現時点で、どのような職員がいるか把握しようとしているところです。本当に短期の日日雇用職員も、数日間の任用で働いている日日雇用職員もいると聞いていますので、その辺全数の調査をしているところです。以上です。

○川田委員 勤続年数も、以前にいただいた資料に全部書いてあります。勤続年数は本来は条例で定めるべきだと思うのですが、奈良県の場合、要綱で定められています。条例から人事委員会の規則に1回委任して、人事委員会の規則から理事者側に再委任している、非常に複雑な、ややこしいやり方でやっていて、少し違法のおそれがあるのではないかと考えているわけですが、それはいいとしても、今は、現状改善策についてある程度プランを組んでいかなければならない段階ですのに、確認しているなどと言いますが、その確認はもう前の段階で終わっていて、前にいただいた資料が人事課にあるかないかは引き継ぎ

の問題で、総務警察委員会としては関係ありません。今調べられているのならば、もう一回、きっちりした実態の資料をまたいただけませんか。もう時間がないですから、早急にこの辺を変えていかないと、管理職が仕事をする中で、マネジメントにも大きな影響が出てくる部分だと思っていますので、乾人事課長、お願いしてよろしいですか。

○乾人事課長 実態のほうは把握次第、整理させていただきます。

○川田委員 よろしくお願ひします。先ほどの超過勤務の件などいろいろありますけれども、同じ仕事を何回もやっていたら、結局それを調べる行政コストの問題になってきますが、前にも言いましたけれども、行政コストの意識が全く抜けているのではないですか。同じことを何回もやって、それでまた時間と労力と超過勤務の残業代などいろいろ費やさなければいけないことになれば、これは納税した税金の二重の無駄使いで、絶対あってはならないことですので、効率的な仕事をするようにお願いします。

それからもう1点、先ほど情報公開の話をお東総務課長にお答えいただきましたが、法令、条例等で決まっている、あなたはこれを行うことができるという権利に対して、あなたはこれをやってはいけないという制限を行うには、法令など条例以上のもので規定をしなければできないのが、今の日本の法理体系の基本ですね。先ほどの話もそうですけれども、往々にしてこれをやってはいけない、これはできないと制限をしますので、そのような基本を、県の職員研修の中で教えたりは、全くしないのでしょうか。先ほど聞くのを忘れましたので確認をしたいのです。

○乾人事課長 職員研修では、どこまで詳しくやっているかは存じませんが、情報公開の研修項目もあったように記憶しているところです。

○川田委員 先ほどの例を挙げても、せっかく出向いて見たいとお願いして、時間をかけてコピーをやって見せてくれて、コピーもらうのにもまた時間かかるという、いろいろなことがあったわけです。人の権利に対して、やってはいけないという制限をかけるのは、条例以上の根拠規定がなければできないのです。それを皆が言っているから制限したらよいのではないかななどと、どこかの独裁国家みたいな怖いことを言っているのであれば、奈良県は本当に信用を失墜してしまいます。そのあたりは行政法の基本で、こちらの権利にかかわるものですから、研修の中にもぜひ入れていただくよう要望します。例えば、条例で保育所などの定員数が何名までと決まっていて、条例を見れば教員を置くことも規定で決まっている場合に、定員未滿の3人しかとらないという人数制限をやるのは完全に条例違反だと思うのです。そういった権利侵害は物すごく横行していますが、条例どおりにで

きなければ、条例改正したらいいだけの話ではないですか。だから、そういった基本的な研修をぜひともお願いします。この件はこれで結構です。

最後に、これは10月の決算委員会にもかかわってくるので、きょうは確認だけしたいことです。臨時財政対策債のことは、先日から阿部財政課長にもご教示いただいているわけですが、考えてみたところ、マクロで見た場合とミクロで見た場合とで差異がありまして、交付税措置はされているけれども、本来はその分だけ積み重なっていかなければならないものが、結局、マクロ部分の地方財政計画において、明確にはないかもしれませんが、抑えられているのではないかと思うのです。ということは、もとの財源がふえないから臨時財政対策債はどんどん発行され、どんどん交付税措置はされて、法理的には問題ないのかもしれませんが、総額がふえませんが、国の交付税措置でやることになっていても、マクロ的に見た場合には、それに見合うだけの財源が入ってきませんので、結局みずからの財源で負担しているのと同じという計算になってくるのではないですか。その確認だけお願いしたいのですが。

**○阿部財政課長** ご質問の趣旨は、地方財政計画の中で歳入と地方歳入、一般歳入と歳出とがありますが、歳入の部分の地方交付税の部分が少ないのではないかとということで、よろしかったでしょうか。地方財政計画のマクロの議論になりますと、当然、国のほうで地方交付税法に基づいて決まった税率を、まず入り口ベースで計算して、それから最終的には、折衝の中で決まった金額を出口ベースとして出していくという過程になっていますので、県で評価することではないように思っています。

**○川田委員** 評価いうよりも論理を聞いているのです。地方財政計画で100しかないものを、10個の団体があって10ずつ分けられたけれども、臨時財政対策債で後で措置すると言って、10あるものが8に減ったと仮定します。その場合、2の部分は臨時財政対策債で対応して後で措置すべき部分になりますが、これを団体数の10で割ったら毎年各団体に0.2ずつ交付税措置していくわけで、毎年もらう量は0.2ずつふえていかなければいけないのです。基本的なシミュレーションによれば、翌年になれば、地方財政計画が同じ100とした場合には0.4、さらにその次の年になれば0.6という考え方になると思うのですが、ところが、実際にもらったのは0.6、0.8、1と5年間かけてふえてきたと仮定した場合、1と1で2もらわなければならないものを、実は1しかもらっていないことになります。臨時財政対策債というのは、ふえた交付税額をもらって初めて返していけるわけであって、それに足りなければ、またみずからの財源で返さなければな

らず、結局、みずからの地方交付税が減らされていることと同じ理論になるのではないかと、マクロ的な観点からの論理の確認です。

○阿部財政課長 済みません、よく意図を理解していませんでした。要するに、臨時財政対策債で、結局公債費がふえていって、その分交付税措置されていることになっているけれども、それが実際のところ交付税で措置されているのかどうかというご趣旨ですね。

それについては、ご案内のとおりかと思いますが、当然、地方交付税の各地方公共団体に対する最終的な交付税の総額は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額分になりますので、その基準財政需要額の公債費の中で臨時財政対策債の償還分が評価されているのかどうか、算入されているのかどうかポイントになるかと思いますが。その点は、基準財政需要額の中では、きちんと毎年度新規発行した分も含めて、公債費は単位費用として計上されているところです。

最終的に、その見合い分が必ずふえるのかについては、当然、基準財政需要額と基準財政収入額の差し引きが各地方公共団体への交付総額になりますので、それは基準財政需要額と基準財政収入額の差の増減によることになります。結局、税収がふえればその分基準財政収入額がふえますので、需要がふえていたとしても、最終的には交付決定額はふえないケースもありますが、基準財政需要額の積み上げに関しては、臨時財政対策債の公債費は算入されていると認識しています。

○川田委員 算入されているのはわかるのです。それでもマクロ的に考えたら、その算入された分まで包括算定的に地方財政計画で上乘せられて、交付税の額がふえていっていることはないですよ。最後はやはり国の枠の中で決まっていくわけですから、あとはそれをどのように配分するかだけの話になってくるのではないですか。確かに、計算上は基準財政需要額に入っているわけですから、それは積み上がっていくのは当たり前だと思うのですが、奈良県としては交付税として最終的にもらう分がふえてこそ、臨時財政対策債で借りた分を返すときには国から交付税措置があるといえるのではないですか。借金を返すためのお金は別途もらえる、親からの仕送りがあるということであってこそ、返す分は仕送りするけれども、その分もとの仕送りは減らされてしまうということであれば、もらっている額は結局一緒ではないですか。その部分についてマクロ的に考えた場合には、本来国が赤字国債を発行すべきところ、地方が地方債で借りているわけですから、地方にとっては何ら得にならないのではないですか。最後に、包括的にこれだけしか出せないという枠で算定をされてしまったら、それ以上は出せないわけですから、その中に臨時財政対

策債の何年もの償還分も含まれていることについて、奈良県としてはどうなのかということです。国の資料を見たら、基準財政需要額は全部書いてあって、そこに入っていると書いていますので、基準的には入っていることはわかります。ただ、入っていると書いていますけれども、もとがふえるはずなのにもとはふえていません。国の予算がふえない限りはふえないのですけれども、それだから、みずからの財源がどんどん臨時財政対策債に虫食いされていっているような状況に、地方財政は今置かれているのではないかと思うのです。

その点は、関西広域連合議会でも井戸連合長に一般質問を行いましたけれども、やはり完全に将来の財源の先食いになっており、まして扶助費がふえる中において、いわゆる普通投資のほうを削って調整を行っている現状があり、今後の地方公共団体の財政状態は非常に厳しい状態にある。そのため、これが問題があるかないかを問われると、問題はあるがいたし方ない措置であるというようなご答弁でしたが、全くそのとおりだと思います。そのあたりは、10月の決算委員会でまた聞きたいと思います。

最後に、国民文化祭・障害者芸術文化祭をやっていますので、大変だと思いますけれども、エールだけ送って終わりたいと思います。

**○山村副委員長** それでは、2点お聞きしますけれども、第1点は、東京の国立博物館で予定されている特別展「出雲と大和」(仮称)について、お問い合わせもありましたので、現在の準備の状況や予算の考え方などについてお聞きします。

**○谷垣文化資源活用課長** 特別展「出雲と大和展」(仮称)については、2020年1月から3月まで、約50日間程度の会期を予定しています。2020年は日本書紀編さん1300年という節目の年であり、また、東京オリンピック・パラリンピックが開催されて、広く世界から注目される年でもあります。このような年に、古代の日本に着目した展覧会を開催し、本県の魅力を全国にアピールする機会にしていこうと考えているところです。

出雲に伝わる神宝や青銅器、奈良県出土の古墳時代の考古遺物や飛鳥、奈良時代の仏教美術などの貴重な文化財を展示し、ご来場いただく方々に日本の成り立ちを改めて考え、楽しんで観覧していただき、奈良の魅力に触れていただける展覧会となるよう準備を進めているところです。

具体的な進捗としては、本年5月19日に、本特別展の主催者となる島根県、奈良県、東京国立博物館、NHK、NHKプロモーション、読売新聞社の代表者が一堂に会した主催者会議を開催するとともに、実行委員会を設立しました。奈良県からは、委員として荒

井知事、一松副知事、菅谷樞原考古学研究所所長が出席し、会期や今後のスケジュール、展示企画等案について協議をしました。現在、展示案や出陳候補の選定調整を進めているところです。

費用については、現段階では未定ですが、出展経費は原則として島根県との折半を予定しています。なお、展覧会の観覧料及び図録販売の収入については、両県で2等分することとしています。以上です。

**○山村副委員長** 今回、このことをお聞きしたのは、やはり古代ということで、奈良が出番のときではないかと、非常に関心のある方からもご意見をいただいております。どうなっているのかとのお問い合わせもありましたので、1度確認したいと思った次第です。

出雲と大和の神話から始まる物語で、神話は国民の中にも非常に根づいているものだと思うのですが、その中で古代の奈良のできてきた過程というものが、これまでのさまざまな発掘調査や研究の中で明らかになってきた歴史がすごくありまして、奈良県には非常に多くの蓄積があると思うのですが、そのようなものが多くの方に見知っていただけて、歴史的に解明されたいろいろな事実を多く知らせていただけたらと思っていますので、ぜひ、その点よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

もう1点は、高齢者の交通安全についてです。交通安全週間も始まっていますが、最近、とりわけ高齢者の方の重大な事故がマスコミでも取り上げられて話題になっていて、交通事故といっても車もあれば歩行中の事故も高齢者の場合には多いと聞いているのですが、奈良県での状況、実態はどのようなものか、またそれに対して県としてどのような対策、手だてをとっているのかをお聞きします。

**○宮本交通部長** ただいま山村副委員長より、高齢者が関係する交通事故の発生状況と高齢運転者の事故等について、どのような取り組みを行っているのかというご質問をいただきました。

当県における交通事故の発生状況ですが、ことしに入って、交通事故により30人が亡くなっており、そのうち高齢者が20人、割合にして67%を占めています。さらに、高齢者のうち歩行中に交通事故に遭い、13人が亡くなるなど、とりわけ高齢歩行者が被害に遭う交通事故が多発しています。

また、高齢運転者においても、ことしの8月末現在、65歳以上の高齢者が第1当事者となる交通事故が県下で647件発生して、8人が亡くなっています。さらに、全国の統計となりますが、免許人口10万人当たりの年齢層別の死亡事故件数では、75

歳を超えると急激に死亡事故を起こす比率が高まっているなど、高齢運転者の交通事故防止は喫緊の課題です。

政府においては、高齢運転者による交通事故防止対策に関する有識者会議が立ち上げられ、警察においては、加齢に応じた望ましい運転のあり方等に関する交通安全教育等を推進するとともに、運転に不安を有する高齢者に対する運転適性相談の充実、強化を図るなどして、それぞれの高齢者が抱える運転リスクに応じたきめ細やかな対策を実施すべきと指摘されています。

そこで、当県においても、交通安全教育として高齢運転者の運転技能の向上を図るため、運転免許センターでは、運転免許更新時の高齢者講習において、ドライブレコーダーを活用して運転状況を記録し、具体的な個人指導を行っています。この取り組みは、県内の各指定自動車教習所においても同様に行っています。また、実際の交通状況を再現した動画を見ながら、危険を予測し、結果を受講者同士で振り返って議論することで、安全を学んでいく動画KYT（危険予測トレーニング）等の安全教育資機材を使用した交通安全教室を1年を通じて実施しています。加えて、現在行われている秋の交通安全県民運動においても、自動車教習所の協力を得まして、高齢者を対象にコースを使用した運転技能の指導を行うドライビングスクールを開催しています。さらに、一般財団法人奈良県交通安全協会では、有料で予約制ではありますが、運転に不安を有する方に運転免許センターの試験コースを使用した運転指導が行われています。

次に、運転適性相談の充実、強化として、今年度、運転免許課の運転適性相談係に嘱託職員を増員配置したほか、保健師を配置して、運転に不安を有する方やその家族からの相談に対して、専門的見地からのアドバイスを行っています。県警察としては、今後も県や関係機関等と連携を密にして、交通安全教育や運転適性相談等を積極的に推進するほか、自動ブレーキなどの運転支援機能を備えたセーフティ・サポートカー、いわゆるサポカー等の新たな技術の普及に向けた取り組みを積極的に推進し、高齢運転者の運転技能の向上、そして、交通事故防止に努めていきます。以上です。

○山村副委員長　ただいま高齢者への啓発というか、運転技術の指導という形で、具体的にやっていた話をお聞きしましたが、その結果、死亡事故などが減ってきているのか、逆に現状ではふえているのかをお聞きしたいのと、ドライブレコーダーなどを貸し出して、実際に指導をしているとのことですが、それを利用した方の大体の人数と、それは運転免許の更新時だけに可能なのか、一般に普通の方がお借りして、見てほし

いといった場合にも応じていただけるのかをお聞きしたいと思います。

○宮本交通部長 先ほど、交通事故情勢について説明しましたが、高齢者による死亡事故に関しては、奈良県を捉えますと、本年に入って1月、2月とかなり死亡事故が多発したのですが、いろいろ関係機関等の協力も得て取り組みも始めまして、現時点では当初よりは死亡事故は減少傾向にあると認識しています。

しかし、先ほど申したように、高齢歩行者の事故については、警察が行う教育や指導だけではなく環境面もあり、環境面としてはやはり交差点の形状等も変える必要があるということで、予算もかかる問題ですので、今後関係部局と協議して進めていきたいと考えています。

また、ドライブレコーダーの関係ですが、高齢者の運転免許更新時の高齢者講習と、今は道路交通法が変わって臨時高齢者講習というものがありますので、そこで実施しています。高齢者講習等の件数については、後でご報告します。

○山村副委員長 件数は後でも結構です。

実際に効果が上がってきているということは、これをどんどん進めていただければ非常に頼もしいことだと思いますが、やはり亡くなる方をゼロにできるように頑張してほしいと思います。それから、私のところにいろいろな方がご相談に来られる中で、80歳くらいの高齢になっても運転免許証を返したくないという方が多いのです。周りから見たら危ないと思うのだけれども、ご本人は自分の運転にすごい自信を持っていて、今まで事故などしたこともないし絶対大丈夫とおっしゃっていて、ご家族も苦慮されているというご相談が多いのです。今のご答弁でしたら、そのような方に対しても、警察のほうで、保健師も入って相談していただけるということですね。

そのような方には、やはりドライブレコーダーなどで自分の運転を確認していただいて、どこがどのように危ないかを納得していただいたら改善につながるのではないかと、運転を諦めていただけるのではないかとと思うのですけれども、そのような感じでしょうか。

○宮本交通部長 先ほど、後でとお願いしたドライブレコーダー等を使った講習の回数ですが、今、資料が出てきました。本年8月末現在、ことしで高齢者講習は70歳から74歳までが7,235件、75歳以上が1万910件、それに加えて臨時の高齢者講習も実施されています。

それから、山村副委員長のご指摘のとおり、ドライブレコーダーを見たら、自分の運転が危ないということもよくわかると思います。また、先ほど述べました動画KYT（危険

予測トレーニング) という安全教育の資機材ですが、動画の中でいろいろ運転をシミュレーションして、自分が判断して、ハンドルを切ったりブレーキを踏んだりするのですが、これは練習という意味合いもありますが、なかなか自分ではわからない加齢による運転技能、判断等の衰えを直に感じる事ができて、その点についても大変よい機材だと思っています。これは県警察の機材ではなく、県警察では購入できませんので、奈良県トラック協会からお借りして、高齢者の講習でいろいろ活用している次第です。

○山村副委員長 有効な対策であることはわかりましたが、それがいろいろな方が本当にすごく気軽にどこでもできるようにすると、一番ありがたいですので、その点お願いしたいと思います。

それから、先ほど少し言われた歩行者の事故の点でいいますと、最近すごく危惧しているのは、白線が消えて見えなくなっているなど、横断歩道がわからない状態になっているところが県下に非常に多くあって、そのような意見もいろいろ聞いているところです。最近、横断歩道の上にライトをつけていただくのは、あちこちでふえていると感じていますが、夜走っていても信号のない横断歩道ですと、自分も横断歩道があることに気がつかないことが多いですけれども、ライトがついていたら、ここは危ないと思えます。そのような対策について、予算のことを言われますけれども、命にはかえられませんので、ぜひともやっていただきたいと思います。

あと最後に1点だけ、運転免許証を返納されたらどうかとお勧めをしても、それがなかったら妻を病院に連れていけない、買い物に行けない、生活に支障があると非常に困難を訴える方が多いのですけれども、運転免許証を返した方に、例えばバスやタクシーの割引券など、いろいろな形で実施されていると思うのですけれども、奈良県ではどのような状況でしょうか。

○宮本交通部長 今回の山村副委員長からは、高齢運転者の運転免許自主返納に対する支援はどのようにしているか、このようなご質問かと思えます。

運転に不安を感じている高齢運転者の方が、運転免許を返納しやすい環境をつくり、加えて、その家族の方に高齢者の運転について考える機会を持っていただくことで、高齢者の交通事故防止を図ることを目的に、平成24年から高齢者運転免許自主返納支援事業を開始したところです。本事業では運転免許を自主的に返納し、運転経歴証明書の交付を受けた高齢者が、支援事業所として参加された事業所を利用する際、料金の割引やサービスの提供を受けるほか、地方自治体においても、公共機関の回数券を交付するなどの支援を

行っていて、現在、213事業所に支援事業に参加していただいています。

今後も、本事業に参加していただける事業所をより多く募集し、運転に不安を持つ高齢者の方が運転免許を返納しやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。以上です。

**○山村副委員長** 高齢になっても安心して暮らしていくためには、公共交通機関が本当に充足をされているとともに、高齢者の方が割引があったり、自由に乗りおりができたりして、不安を感じずに済むようにすることを進めていくことが本来だと思っていますので、その点は警察だけではなく、県とも協議をして進めていただけたらと思っています。

以上、その点は今後の課題という形で、解決の方向に進むようお願いをして、終わりたいと思います。

**○山本委員長** ほかにございませんでしょうか。

なければ、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。